

茨木市総合計画

基本計画 (案)

目 次

I 部門別計画

第1章	こころすこやか「福祉充実都市」の実現	1
1	ともに支え合う地域社会の形成	1
(1)	地域福祉の充実	1
(2)	高齢者福祉の充実	2
(3)	介護保険の充実	4
(4)	障害者福祉の充実	4
(5)	生活福祉の充実	6
(6)	子育て環境の整備	7
(7)	国民健康保険の充実	8
(8)	国民年金の充実	9
(9)	勤労者福祉の充実	10
2	健康づくりの推進	11
(1)	保健・医療の充実	11
3	すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成	12
(1)	恒久平和の実現と人権の尊重	12
(2)	男女共同参画社会の推進	13
第2章	暮らしやすらか「安心実感都市」の実現	15
1	災害に強いまちづくり	15
(1)	防災体制の充実	15
(2)	災害対策の推進	16
(3)	治山・治水の推進	16
(4)	消防・救急体制の充実	17
2	暮らしを守る安全の確保	18
(1)	防犯対策の推進	18
(2)	交通安全対策の推進	20
(3)	消費生活の向上	21
(4)	上下水道整備の充実	22
第3章	未来育む「環境実践都市」の実現	24
1	環境負荷低減のまちづくり	24
(1)	環境保全の推進	24
(2)	資源の循環利用の促進	25
2	良好な環境の保全と創造	26
(1)	うるおいのある緑と水辺の形成	26
(2)	都市景観の保全と創出	27
第4章	活力あふれる「生活躍動都市」の実現	29
1	活力のある産業振興のまちづくり	29
(1)	商工業の振興	29
(2)	観光の振興	31
2	地域特性を活かした農林業振興	32
(1)	農林業の振興	32
3	快適な生活・住環境の確保	34

(1) 都市計画の推進.....	34
(2) 新しいまちづくり.....	35
(3) 道路・交通体系の確立.....	37
(4) 生活・住環境の整備.....	39
(5) 都市の美化と環境衛生の推進.....	40
第5章 個性輝く「文化創造都市」の実現.....	42
1 生涯を通じた生きがい活動の推進.....	42
(1) 生涯学習の推進.....	42
(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興.....	43
(3) 文化の継承と振興.....	44
2 豊かな心を育む教育の推進.....	46
(1) 学校教育の充実.....	46
(2) 幼児教育の充実.....	48
(3) 青少年の健全育成.....	49
3 交流と自律のまちづくり.....	50
(1) 交流活動.....	50
(2) 地域活動の促進.....	52
第6章 構想の実現に向けて.....	53
1 市民参加の仕組みづくり.....	53
(1) 情報の公開と共有.....	53
(2) 市民活動（ボランティア・NPO活動）の推進.....	54
2 自律的で効率的な行財政のシステムづくり.....	55
(1) 人材の育成.....	55
(2) 財政基盤の確立.....	55
(3) 自治体運営の推進.....	56
(4) 地方分権の推進.....	57
(5) 電子自治体の実現.....	58
3 広域行政の推進.....	60
(1) 広域行政の推進.....	60

II 地域別構想

1 北部地域.....	63
2 丘陵地域.....	65
3 中心地域.....	66
4 南部地域.....	68

I 部門別計画

第1章 ころすこやか「福祉充実都市」の実現

1 ともに支え合う地域社会の形成

(1) 地域福祉の充実

(現況と課題)

少子高齢社会の到来や近年の経済不況等から、高齢者、障害者など生活上の支援を必要とする人々をはじめ、福祉政策へのニーズは、ますます多様化・複雑化してきています。また、だれもが人生において福祉サービスを身近に利用するといった時代を迎える中、核家族化や都市化の進行によって、住民相互のつながりの希薄化、相互扶助機能の弱体化など、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

一方、国・地方の財政が逼迫する中で、行政による措置や給付による施策のみでは、現在の福祉水準を維持することが厳しい状況にあり、地域社会全体で福祉を担っていくという方向が示されてきています。

このような状況において、すべての市民が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会を目指すには、地域住民と行政がともに協働して取り組むための仕組みづくりを創る必要があります。「茨木市地域福祉計画」を柱とした取り組みを進めるとともに、社会福祉事業者や地域のボランティア活動との連携を密にし、地域住民と一体となった福祉の充実したまちづくりを進めていくことが求められています。

(目指すべき姿)

- ・ 援助を必要とする人を地域で把握できています。
- ・ 福祉の相談窓口が町丁目に確保されています。
- ・ 元気な高齢者が地域を見守る中心となっています。
- ・ 地域の施設が様々な福祉活動に活用されています。
- ・ 地域福祉に関する情報が共有できています。

(将来計画)

1 地域での福祉の取り組みの推進

(1) 地域福祉計画に基づく取り組み

- ・ 地域における生活の現状と課題、それに対応する必要なサービスの内容や量を明らかにし、そのサービスを確保し提供する体制の整備を図ります。

(2) 福祉サービス体制の確保

- ・ 従来の行政主導型の福祉から、地域住民とのパートナーシップによる取り組みを目指すとともに、地域における必要な施設の整備を進めます。また、身近なところでいつでも、だれでも気軽に相談できる窓口の設置を進めます。

2 住民参加による福祉の推進

(1) 各種団体の連携による福祉活動

- ・ 社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、社会福祉事業者、その他社会福祉活動を行う住民団体が、十分な連携のもとに行う活動の支援に努めます。

(2) 身近な福祉の担い手の育成

- ・ 一人ひとりの市民が福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手としての自覚のもとに、

身近な地域での活動に参加するよう啓発に努めます。また、市と各種団体との連携のもとに、講座と実践を通じて、地域福祉を進める人材の育成に努めます。

3 福祉コミュニティの創設

- ・だれもが取り組む地域の福祉を目指し、だれもが地域とのつながりを持ち、住民参加を基本に、助け合いの仕組みづくりに努めます。また、ボランティアセンター（社会福祉協議会）の機能を強化し、市域全体にわたるボランティアのネットワークづくりを進めます。
- ・地域間での情報が行き来し、市域全体で情報を共有しネットを拡げます。

4 都市施設の整備

- ・高齢者や障害者などの社会参加を妨げている物理的障壁を取り除くために、都市施設の整備改善を促進する「福祉のまちづくり」を推進します。
- ・市民や事業者に対し都市の福祉施設整備についての広報・啓発活動を推進すると同時に、市・市民・事業者による推進体制を整備し、支援します。

（２）高齢者福祉の充実

（現況と課題）

高齢化の進展に伴い、介護が必要な高齢者が増え続ける一方、核家族化の進展、女性の社会進出等の社会・家庭環境の変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増え続けており、家庭での介護力が低下しています。

このような状況の中で、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年 4 月から介護保険制度が実施されました。制度の浸透により、毎年、利用者や 1 人当たりの利用サービス量は増えており、概ね順調に推移しています。介護保険サービスのうち、制度開始から 3 年間における居宅介護サービスは、概ね需要を満たせる供給量が整備できています。しかし、施設サービスについては、介護の担い手が減少し、介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の入所申込者が増加傾向にある中で、真に利用者の自立支援を目指したサービスの提供になっているのか、また、信頼感と安心感を持って利用できているのかなどが重要な課題となってきました。

本市においても高齢化は進んでおり、高齢化率は、平成 15 年は 14.3%でしたが、平成 27 年には 21.0%になると推計しており、市民の 5 人に 1 人が高齢者という超高齢社会が到来します。

本格的な超高齢社会を迎えるにあたっては、高齢者自身が自らの健康管理や生きがいを見いだす努力、介護が必要な人々を地域で支援する地域ケアの推進、本市が取り組む介護保険事業を補完する介護予防等の施策である「高齢者在宅生活総合支援事業」の推進をより効果的にリンクさせ、今後も備える必要があります。

「茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう、健康づくり、生きがいづくり、就労の確保、介護保険事業の推進、日常生活の自立支援を図るなど総合的な施策の推進が必要です。

（目指すべき姿）

- ・見守りが必要なひとり暮らし高齢者等への支援体制が地域でできています。
- ・老人福祉センターや生涯学習センターなどの施設が充実し、シルバー人材センターが活性化しています。
- ・高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭で、自己決定に基づき自立した生活ができる環境が整っています。

- ・ 介護サービスの質が向上し、利用者が安心してサービスを使用できる体制が充実しているとともに、安心して医療にかかれる体制が確保されています。

(将来計画)

1 地域生活支援の推進

(1) 自立支援の推進

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するとともに、高齢者の権利が守られ健全な生活が保障される暮らしやすいまちづくりに努めます。

(2) 地域支援体制の構築

- ・ 市民と行政等の関係機関が協働して、課題を抱えるひとり暮らし高齢者等を地域で支援する組織づくりに努めます。

2 元気な高齢者への支援

(1) 生きがいつくりの場の提供

- ・ 仲間づくりや趣味などの教養の向上を図る場として、老人福祉センターの事業充実や生涯学習センター等の活用を図り、高齢者が新たな生きがいを発見し、生き生きとした自立生活が送れるまちづくりに努めます。

(2) 社会参加活動の活性化への支援

- ・ これまでの知識・技能を生かすことのできるシルバー人材センターや、高齢者が地域の相互扶助活動の担い手として活動している老人クラブ等への支援に努めます。

3 介護サービスの安定的な供給と基盤整備

(1) 安定した居宅サービスの確保

- ・ アンケート等により介護サービスに対するニーズを把握し、地域の介護需要に関する情報の収集及び事業者に対する情報提供を行い、居宅サービスの安定的な供給の確保に努めます。

(2) 介護施設整備の促進

- ・ 医療法人・社会福祉法人等の協力を得ながら、基盤整備に努め、施設整備の促進がしやすい条件の整備に努めます。

4 介護サービスの質の向上

(1) 事業者連絡会活動への支援

- ・ サービス事業者や介護保険施設が直面する問題や課題等を相互に認識し、その解決や質の向上を図る「茨木市高齢者サービス事業所連絡会」活動に対する支援の充実に努めます。

(2) 介護相談員派遣事業

- ・ サービス利用者の疑問や不満等の相談に対応し、必要に応じて事業者に改善を促し、調整を図る「介護相談員」の派遣に積極的に取り組みます。

(3) 事業者自己評価・第三者評価への支援

- ・ サービス事業者の自己評価を第三者が確認・評価し、その結果を利用者へ公表するなど、制度の信頼性の向上を図る「第三者評価事業」の導入の支援に努めます。

5 施設整備の推進

- ・ 関係事業者の協力のもとに、より広域的な都市施設のバリアフリー化を進めます。また、市民や事業者と連携を図り特定建築物や道路等の公共施設のバリアフリー化を促進し、公共建築物等についてはユニバーサルデザインに配慮した整備を積極的に推進します。

(3) 介護保険の充実

(現況と課題)

近年、高齢化の進展、制度の浸透が進み、介護保険のサービス受給者が増加する中で、給付費も年々増加し、制度は定着しつつあるものの、介護サービスが真に所期の効果をあげているか、あるいは、不適正な介護サービスはないかとの観点から給付の適正化が重要になってきています。また、国においては、法施行５年後に制度が改正されることになっており、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲や保険料の負担のあり方等の見直し作業も必要となっています。

このような状況の中、介護保険に対する市民の信頼と安心を保っていくためには、要介護認定の適切な実施、財政運営の健全化を通じて介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、制度の内容、サービスの種類、利用方法等に関する普及啓発や、サービスに対する相談・苦情解決への対応を充実することで、市民の積極的かつ容易な利用が図れるよう取り組むことが必要です。

(目指すべき姿)

- ・ 市民が信頼と安心を持って利用できるよう制度が充実しています。

(将来計画)

1 要介護認定の適切な実施

- ・ 認定調査員に対する研修に努め、認定調査の公平性・公正性を確保します。
- ・ 認定審査会委員に対する研修を通じ、知識の向上を図るとともに、委員相互の意見交換・情報交換に努めます。

2 利用者の権利擁護体制の充実

- ・ サービスに関する苦情や相談等に対し、適切な対応を図るために設置している「茨木市介護保険苦情調整委員会」においてサービスに関する苦情解決に引き続き努めます。また、痴呆により意思表示に不安のある高齢者等の権利侵害を防ぐ事業の利用支援に努めます。

3 介護サービスの普及啓発、情報提供の充実

- ・ ホームページ、市広報誌等による制度やサービス内容、サービス事業者に関する広報活動を充実し、情報提供に引き続き努めます。
- ・ 制度やサービスの普及啓発に際しては、障害者や在日外国人、ひとり暮らし高齢者等、情報が行き届きにくい方への配慮に努めます。

4 介護サービスに対する相談体制の充実

- ・ 介護サービスに関する相談がしやすい在宅介護支援センター等の相談体制の充実に努めます。

5 財政運営の健全化

- ・ 収納率の向上に努めるとともに、国に対し安定した財源確保方策確立の要望に努めます。
- ・ 不正請求等の防止を図り、給付の適正化に努めます。

(4) 障害者福祉の充実

(現況と課題)

身体障害者及び知的障害者、精神障害者は増加傾向にある上、障害者の高齢化、障害の重度・重複化の進行、高齢者世帯の増加や核家族化による家族の介護機能の低下などにより、障害者

福祉の充実がますます重要となっています。

国では、障害のある人の人権が尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指して、「新障害者基本計画」を平成14年12月に策定しました。これは、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承しており、これを受けて平成15年3月に「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」を基本理念とした「第三次大阪府障害者計画」が策定されました。

本市においては、「茨木市障害者施策に関する第二次長期計画」を策定し、国及び府の「障害者計画」と整合を図りながら「完全参加」と「平等」を基本理念として、障害者施策を総合的に推進し、基盤整備に努めてきました。

しかしながら、障害者施策は「完全参加」と「平等」の観点からはまだ十分な状態ではなく、関係機関との連携による総合的な施策の推進や、平成15年4月に障害者福祉が措置制度から利用制度へ移行されたことを踏まえ、障害者個人のサービス選択権を尊重した施策や、地域での自立した生活を支援する在宅福祉を進めていく必要があります。また、障害者の就業意欲の高まりにもかかわらず、就職が困難な状況は改善されていません。今後は、雇用・就業を促進する環境整備など、地域社会や様々な関係団体の支援が望まれます。

そして施策の枠組みにとらわれることなく、市の各セクションが連携し、就労支援施策等を通じ、障害者の自立支援につながる雇用促進に努める必要があります。

（目指すべき姿）

- ・ 障害者の地域生活を支援するための在宅福祉サービスや、医療助成制度が充実しています。
- ・ 障害者の生活環境の整備が進み、社会活動への参加が進んでいます。
- ・ 障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面と生活面の支援を一体的に行える環境が整っています。

（将来計画）

1 啓発活動の推進

- ・ 市民に障害や障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加が容易になるよう、関係団体との連携やボランティアの協力による啓発・広報活動を推進します。

2 福祉・生活環境の充実

（1）福祉サービスの充実

- ・ 年金制度をはじめ各種手当、給付金等の所得保障制度や、医療費助成の充実を国や大阪府に要望します。
- ・ 多様化・高度化・複雑化する障害者ニーズに適切に対応できる相談機能、情報提供機能を充実させ、これらのニーズに応じたホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、ボランティア活動の支援による地域福祉の推進に努めます。
- ・ 在宅福祉サービスとの連携を図りながら、施設サービスの充実に努めます。

（2）生活環境の整備

- ・ 公共住宅の建設等に際して障害者向け住宅の確保に努めるとともに、住宅の改善に対する助成制度の活用を促進します。
- ・ 情報通信機器の活用などにより、分かりやすく効果的な情報アクセスの整備に努めます。

3 療育対策の充実

- ・障害の種別や状況に応じた療育方法の確立、施設整備等の改善、保護者に対する相談・援助などの充実を図ります。

4 障害児教育の充実

(1) 障害児育成施策の充実

- ・障害児一人ひとりの実態に即した支援や教育を行うため、学校・園と保健・福祉・医療等との一層の連携を図り、教育諸条件の整備、教育内容・方法の確立並びに研修等に努めます。

(2) 学校教育の充実

- ・障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行います。
- ・児童・生徒に障害児（者）に対する理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」という視点に立った適切な教育を行います。

5 社会参加の促進

(1) 雇用・就労対策の促進

- ・障害を持つ方の雇用を図るため、関係機関と連携して企業、事業所へ働きかけ、より効果的に障害者の雇用が実現できるよう体制の整備に努めます。
- ・障害の種別や程度、特性に応じた雇用・就労支援を行うとともに、自営業等による自立の支援や福祉的就労の場の計画的整備など関係機関と連携を図りつつ、多様な就労の場の確保に努めます。

(2) 社会活動への参加促進

- ・障害者の生きがいを高め、日々の生活を充実するため、学習の機会の提供や自主的、自発的活動の振興に努めます。
- ・障害者が地域住民として地域の社会活動や行事に参加し、また、障害児（者）施設などの活動や行事に地域の人々が参加する機会を増やすなど、交流とふれあいの場の充実を図ります。

6 新長期計画の策定

- ・国、大阪府の長期計画との整合を図りながら「障害者施策に関する長期計画（第3次）」を策定します。

(5) 生活福祉の充実

(現況と課題)

バブル経済崩壊後の長引く経済不況の影響もあり、生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない世帯は、増加を続けています。本市の生活保護率は、平成4年時点では、4.02%でしたが、平成16年4月には9.00%となり、保護人員数も戦後最大となっています。

被保護世帯の多くは、高齢者世帯、母子世帯、傷病者・障害者を持つ世帯など社会的に弱い立場にある人々で、生活保護開始の理由は、失業が約半数となっています。また、世帯人員では、単身または2人の少人数世帯が全体の87.30%を占めています。

本市では、被保護者の自立を促進する取り組みを既に行っていますが、社会経済情勢の影響を最も受けやすい立場にあることから、今後も継続して、被保護者世帯の実態把握に努め、積極的な自立促進を図る必要があります。

また、生活保護に該当しない低所得者層に対する施策としては、生業費などの必要な資金を、低金利または無利子で貸し付ける制度がありますが、その円滑な活用とあわせて、関係機関と

の連携のもとに、就労支援や自立支援の取り組みを進める必要があります。

さらに、長引く景気の低迷や雇用環境の悪化を背景に、本市でもホームレスが増加しており、早急に対策を講じる必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 高齢単身者、高齢障害者、無年金者、母子家庭といった被保護者が自立し安心して生活しています。
- ・ 生活困窮者が、いつでも相談ができ、適切な保護を受け、自立への努力をしています。

(将来計画)

1 生活保護対策の推進

(1) 生活相談対策の充実

- ・ 民生委員・児童委員、母子自立支援員等との連携のもと、生活保護制度の周知を図り、面接相談体制を充実し、生活保護法の適正な実施と運用を図ります。

(2) 被保護者の自立促進

- ・ ハローワーク等との連携のもと、就労先の確保による自立の支援に努め、そのための相談機能の強化を図ります。

2 低所得者層への支援の推進

- ・ 必要な貸付金制度や、緊急一時貸付金制度の整備などを行い、関係機関との連携による低所得者層への就労支援を行います。また、身近なところで生活課題の相談ができる体制づくりに努めます。

3 ホームレス問題の解消

- ・ ホームレスの自立支援等に関する特別措置法、国の基本方針、大阪府域ホームレス自立の支援等に関する事業計画に基づき、府内全市参加型でホームレス対策を講じます。

(6) 子育て環境の整備

(現況と課題)

近年の少子化の急速な進展では、従来、少子化の主な要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、今後一層、少子化が進行すると予想されています¹。

この事態に対応して、国は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもが等しく心身とも健やかに育ち、子どもを生み育てる者が、真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化に的確に対応するための施策を総合的に推進する必要があるとしています。

一方で、本市における就学前児童数は、人口の増加とともに微増しており、保育需要も増加傾向にあります。待機児童の解消や、乳児保育、延長保育、障害児保育といった保育ニーズの多様化に対して、国施策の動向を的確に捉えるとともに、保育所の整備・改善等や、延長保育等の施策の展開が引き続き必要です。

また、子育て不安や児童虐待などが増加していることから、地域子育て支援センターや保育所・幼稚園などの子育て関連施設等を活用した相談機能、地域開放の充実を図るとともに、民

¹ 国立社会保障・人口問題研究所が平成 12 年国勢調査人口に基づき、2050 年までの新しい人口推計を平成 14 年 1 月に実施した結果による。

生委員・児童委員などによる地域の力としての連携が必要です。

さらに、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への社会的な援助も求められています。現在、本市では母子自立支援員を配置し、母子家庭の生活上の問題についての相談を行うとともに、自立に向けての情報の提供、福祉資金の貸し付けを行っています。また、父子家庭については、家庭介護人やホームヘルパーの派遣などといった支援が必要となっています。

（目指すべき姿）

- ・ 地域の保育事情に対応した保育機能の充実が図られています。
- ・ 障害児保育の内容が充実しています。
- ・ 地域子育て支援センターを中心として、地域と連携した子育て支援体制が整っています。
- ・ 少子化に対応した次世代育成支援施策が展開され、家庭への支援が実施されています。
- ・ ひとり親家庭の住宅が確保され、就労が保障されています。
- ・ ひとり親家庭の子どもの就学が保障されています。
- ・ 乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成制度が確立しています。

（将来計画）

1 児童福祉の充実

（１）保育施設の整備・改善

- ・ 要保育児童の推移と地域の将来性を十分把握し、国施策の動向を的確に捉えるとともに延長保育、障害児保育といった多様化する保育需要に対応する保育施設の整備・改善等に努めます。

（２）子育て支援機能の充実

- ・ 地域子育て支援センターや保育所など子育て関連施設の機能を充実させ、民生委員・児童委員とともに地域連携に努めます。

（３）家庭への子育て支援施策の拡充

- ・ 国における子育て関連施策の改革の方向を見定めながら、多様化する子育てニーズに対応できる支援施策の展開に努めます。
- ・ 乳幼児医療費助成制度を、適正な受益者負担のもとに就学前まで実施します。

2 ひとり親家庭の自立の促進

- ・ ひとり親家庭の実情把握に努め、相談体制の強化を図ります。また、就労、就学の促進や、医療費助成制度の確立、住宅補助・貸付制度の拡充を行うなど、経済的な自立の促進に努めます。

（７）国民健康保険の充実

（現況と課題）

国民皆保険のセーフティネットとして国民医療を根底で支えてきた国民健康保険は、制度自体の構造的な脆弱さに加え、医療の高度化等に伴う医療費の増大や近年の老人医療費の高騰による老人保健拠出金の増加、さらには、未だ回復の兆しさえない長期不況による低所得者の増加や企業の倒産・リストラによる被用者保険からの流入者の増加により、財政基盤が圧迫されるなど、非常に厳しい財政運営を強いられています。

このような状況のもと、国では、将来にわたり国民皆保険体制を堅持することを目標に、人

口構成や就業構造等の構造変化に柔軟に対応し、経済、財政とも均衡のとれた安定的で持続可能な医療保険制度を構築するための検討作業が進められているところですが、根本的な課題解決は、国の制度改正を待たなければなりません。

本市では、平成 14 年度における国民健康保険料の現年分の保険料収納率は 87.08%と、90%台を割っており、現行制度の枠組の中で、制度運営の健全化のために、医療費の適正化や保険料収納対策の強化等の一層の自助努力が必要です。

(目指すべき姿)

- ・ 制度繰入れ以外の一般会計繰入金が増減されています。
- ・ 現年度分保険料収納率が 90%台に回復しています。
- ・ 医療費用が抑制されています。
- ・ 健康診査等受診者数が増大しています。

(将来計画)

1 事業運営の安定化

- ・ 国民健康保険事業の制度改正に向けた国の動向を注視するとともに、要望活動を継続実施します。

2 財政運営の健全化

- ・ レセプト点検の強化や保健事業の推進による医療費適正化を進めて歳出の抑制を図るとともに、保険料収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、収支両面からの一層の経営努力を引き続き行います。

3 健康づくりの推進

- ・ 被保険者の健康を増進させるため関係機関との連携・協調のもと、地域社会が一体となった健康教育、疾病予防、健康相談等の保健施策を推進します。

(8) 国民年金の充実

(現況と課題)

国民年金制度は、憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした、国民皆年金を根底で支える社会保障制度です。

しかしながら、近年の予測を超える少子高齢化社会の進行や就業構造の変化などにより、制度の抜本的な見直しの必要性が生じてきたことから、国においては、今後到来する社会に対応した信頼と安心の得られる持続可能で安定的な制度の確立を目指して検討作業が進められているところです。

このような状況のもと、本市としては、市民の年金権確保の観点から、制度の意義や役割の周知啓発に努めて加入の促進を図るとともに、各種届出の受理や相談業務、免除申請の受付等を適正に執行していく必要があり、併せて、制度の改善や給付の充実について、引き続き国へ要望していく必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 20 歳到達者等（適用漏れ者）の適用率が向上しています。

(将来計画)

1 普及啓発と加入促進

- ・ 社会保険事務所と協力連携を図りつつ、学習会、講座等の開催、広報活動を通じてより一層の年金制度の普及啓発に努めます。
- ・ 特に年金制度を支える世代の年金に対する不信感の払拭と、20歳到達者等の完全適用に向け適用勧奨に努めます。

2 受給権の確保

- ・ 今後とも国との連携・協力を進めるとともに、窓口等における相談業務の充実を図り、年金受給権の確保に努めます。

(9) 勤労者福祉の充実

(現況と課題)

労働力人口の高齢化、女性労働者の増加やパートタイム労働者、派遣労働者の増加といった、就業形態の多様化により、雇用環境は大きく変化しています。それにあわせて、産業構造の変化や長引く景気の停滞、企業の体質改善や技術革新による省力化、終身雇用制度の崩壊による雇用不安など、雇用を取り巻く環境はこれまでにない厳しい状況が続いています。

市内にある事業所の95%は、景気の変動による影響を受けやすい中小企業が占めており、雇用面での不安定さに加え、労働条件や福利厚生面などで、大企業との間に大きな格差が生じています。

勤労者の雇用の安定と雇用の機会・場の確保を図るため、今後とも、関係機関と連携を強めながら、労働相談や失業者生活再建相談、労働実態などの調査、企業に対する啓発活動などを進めなければなりません。また、小規模事業所勤労者の労働環境の改善を促進するため、国・大阪府に対して事業所指導の強化を要請していくとともに、事業所共済制度の事業内容の充実に努め、豊かで充実した職業生活を送ることができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 雇用と労働環境の改善が図られています。

(将来計画)

1 勤労者福祉

(1) 雇用の安定

- ・ 事業所やハローワークなど関係機関との連携を更に強化し、雇用対策と勤労者福祉に関する制度の周知に努めます。
- ・ 障害者雇用や男女雇用機会均等などの企業啓発を行い、雇用の機会・場の確保と創出に努めます。

(2) 情報提供の充実

- ・ 労働関係の情報収集の充実に努め、労働実態などの調査研究を行うとともに、啓発リーフレットの企業向け配布や広報誌による啓発、インターネットを活用した情報発信、労働相談や講演会の開催などにより、効果的な情報提供に努めます。

(3) 労働環境の改善

- ・ 最低賃金の徹底、労働時間の短縮、週休2日制の普及・定着、定年制の延長など労働環境

の改善を企業や国・大阪府などに働きかけます。

(4) 事業所福祉共済制度（勤労者互助会）の充実

・勤労者とその家族に対する福利厚生の実施を大阪府や関係機関の協力を得て進めます。

(5) 就労の支援

・技能習得のための講座や情報提供を充実させるとともに、関係機関、団体の実施する事業の有効活用などにより、能力開発や自己啓発のための機会を拡充し、未就労者、再就職・転職希望者の求職活動等に対する支援を推進します。

2 健康づくりの推進

(1) 保健・医療の充実

(現況と課題)

我が国は、戦後の経済の発展や生活水準の向上に伴い、世界一の長寿国となりましたが、近年の高齢化等に伴う生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病等）の増加と、それによる壮年期の死亡や寝たきり、痴呆といった要介護者の増加が深刻な社会問題となっています。

全国の死亡原因の約 60%をがん・心臓病・脳血管疾患といった3大死因が占めていますが、本市においても、がん 32.9%、心疾患 13.6%、脳血管疾患 11.5%と、全国と同水準になっています。また、平成 14 年 7 月に実施した、学齢期の子ども、乳幼児・学齢期の子どもの保護者、50 歳代・高齢者の市民の生活習慣等に対する意識調査の結果を見ると、栄養、運動習慣、ストレス、喫煙状況において課題が見受けられます。

現在は、市民の健康を支えるために、茨木市保健医療センターを拠点として、医師会をはじめとする三師会、並びに関係機関の協力を得ながら保健事業を実施していますが、より市民の健康を支えるためには、相互に関連しあう都市基盤・住環境・自然環境などの整備・保全が大きな課題です。

国では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指して、「健康日本 21」を提唱しており、本市においては平成 15 年 3 月に「健康いばらき 21」を策定し、市民の健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少を目指して、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを社会全体で支援する仕組みを進めています。今後とも、乳幼児から高齢者までの各世代に応じた市民の健康づくりを総合的に推進する必要があります。

(目指すべき姿)

・すべての市民が、世代に応じた自主的な心と体の健康づくりに取り組んでいます。

(将来計画)

1 生涯保健の推進

(1) 健康寿命の延伸

- ・市民一人ひとりが健康意識を高め、早い時期からよりよい生活習慣を身に付けることによって、疾病の予防を図ることができるよう、各世代に適した健康づくりに取り組みます。
- ・行政、地域の諸団体、関係機関が連携して、生活環境の整備、情報提供、地域の健康ネットワークづくりを推進し、市民の健康づくりを支援します。

(2) 生涯保健サービスの充実

- ・妊婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導などの母子保健サービスの充実を図ります。
- ・学校における健康診査と体力づくりや思春期における保健サービスの充実を図ります。
- ・中高年者の健康づくり・介護予防対策としての健康診査や健康教育など老人保健サービスの充実を図ります。

(3) 感染症予防対策の推進

- ・公衆衛生の向上と予防接種の推進を図り、保健衛生の知識の普及に努めます。

2 地域医療の充実

(1) 救急医療体制の充実

- ・茨木市保健医療センター附属急病診療所における内科・小児科・歯科の初期救急医療体制の確保に努めます。また、小児救急の充実については、二次救急医療の確保体制の中で、小児救急外来の整備・確保を図るとともに、三次救急医療機関との連携を深めます。

(2) 在宅医療体制の充実

- ・かかりつけ医制度の推進、また、往診や訪問看護といった在宅医療体制の充実に努めます。

3 すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成

(1) 恒久平和の実現と人権の尊重

(現況と課題)

20 世紀において二度にわたる世界大戦を経験した人類は、平和の尊さを学びました。しかし、戦後の東西対立に基づく軍拡競争や、冷戦終結後の国際社会における新たな対立の発生、最近では、テロに起因する国家間の紛争や民族紛争の勃発など、世界は戦争と核の拡散の脅威にさらされ、安定した平和と秩序は未だ遠いものとなっています。

また、人類普遍の原理である基本的人権の尊重に関しては、国際的には、国連を中心に世界人権宣言の理念を具現化するため、「国際人権規約」をはじめ「女子差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」などが定められ、我が国においても、憲法の基本的人権尊重の理念に基づく人権に関する諸制度の整備及び施策の推進に加え、平成 12 年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」²も施行され、人権尊重の意識確立に向け、様々な取り組みが進められていますが、人権保障の確立には、まだまだ課題も残されています。

本市では、昭和 59 年に市議会で「非核平和都市宣言」が決議され議決されました。また、人権問題の解消に向けた教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連 10 年茨木市行動計画」を策定しました。さらに、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」の制定、「茨木市人権施策推進基本方針」の策定など、市民一人ひとりの人権が尊重・擁護され、差別のないまちづくりに努めています。

しかし、今なお、同和問題をはじめ、男女共同参画の問題、障害者問題、高齢者問題、子どもの問題、外国人問題、H I V感染者やハンセン病患者などに対する差別や偏見の解消に向けての取り組みは、重要な課題として残っており、より多面的な人権擁護政策の展開が必要です。

また、今日の高度情報化は、私たちの生活に多くの利便性をもたらす反面、個人情報が本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流通することにより、個人のプライバシーが侵害されるという危険性を有しており、個人情報保護への対応が求められています。

² 不当な差別の発生等の人権侵害を防止し、人権擁護に資することを目的とする。

(目指すべき姿)

- ・ 国際社会が核兵器や戦争と決別し、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、地域社会の中で互いに手を携え訴えています。
- ・ あらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政施策が行われています。
- ・ 日常生活の中で人権尊重の精神が生かされ、人権意識に満ちあふれています。
- ・ 一人ひとりの自己実現のための主体的な取り組みが尊重され、促進されています。

(将来計画)

1 生命の尊さを守る非核平和社会の創造

- ・ 非核平和の尊さを訴え、次世代に引き継いでいくとともに、「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、非核平和への願いを地域で根付かせるため、非核平和の啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

2 一人ひとりを大切にする人権に根ざした文化の創造

(1) 人権意識の高揚を図るための施策の推進

- ・ これまでの人権教育・啓発の成果を発展させ、市民の人権意識を高揚し、人権問題の正しい理解と認識を培います。
- ・ 家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて人権教育・啓発の推進に努めます。

(2) 人権擁護に関する施策の充実

- ・ 日常生活の中で起こる様々な人権問題等に関する相談、権利の擁護や人権が侵害された場合の救済等、人権擁護活動の促進に努め、関係機関やNPO等との連携を図ります。
- ・ 各種相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関する様々な支援情報の効果的な提供に努めます。

(3) 個人情報保護への対応

- ・ 「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、市民の自己情報管理権を含め適正管理に努めます。
- ・ 「個人情報保護条例」を広報誌等により市民に周知を図ります。
- ・ 個人情報の取り扱いに深くかかわる市職員に対して、研修を通してその重要性についての意識向上を図ります。

(2) 男女共同参画社会の推進

(現況と課題)

少子高齢化、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力のある地域社会を築くためには、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このため、憲法における男女平等の規定をはじめとして、男女共同参画社会基本法の制定など、法律や制度の整備が進められてきましたが、現実には、職場・地域等における意思決定過程等への女性の参画は、男性に比べ著しく少ない状況が示すように、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方がまだ多く残っています。

本市においては、平成12年4月に男女共生センターローズWAMを開設し、男女共同参画社会推進のための拠点施設として、男女の自立と社会参画を支援するため、学習や交流、相談、情報の収集・発信、研修の場の提供、一時保育等の事業を展開しています。また、平成14年3月には、「女性問題総合施策」の後継計画として、「茨木市男女共同参画計画」を策定し、市の

施策の方向と推進の方策を示し、市と市民がともに築く男女共同参画社会の実現を目指していますが、今後はさらに、社会の対等なパートナーとして男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、様々な取り組みを進めていく必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 各種審議会等での女性委員の割合が 35%を超えています³。
- ・ 男女共同参画への意識啓発が進んでいます。
- ・ 男女の人権が尊重され、ともに能力を発揮しています。
- ・ 女性の社会参画を支える条件が整備されています。

(将来計画)

- 1 社会における意思決定への女性の参画促進
 - ・ 男女の意見がともに反映されるよう、社会のあらゆる分野における意思決定過程に女性の参画を進めるための制度を整備するとともに、女性のエンパワメントを支援します。
- 2 男女共同参画社会に向けての意識づくり
 - ・ 固定的な性別役割分担意識や男性優位の考え、男女の不平等な取り扱いなどがなくなるよう男女平等の意識づくりのための啓発活動を充実します。
- 3 男女共同参画を進める教育と学習の充実
 - ・ 家庭、学校、地域における男女平等観、男女共同参画に基づいた教育や学習を充実します。
- 4 働く場における男女平等の推進
 - ・ 職業生活と家庭生活との両立を可能にし、男女がともに個人の価値観やライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択できるよう、事業者に働きかけます。
- 5 仕事と家庭・地域生活の両立支援
 - ・ 社会における活動を男女がともに分かちあい、仕事と家庭や地域活動のバランスがとれた生活を送ることができるよう、両立のための環境整備や意識啓発の支援に努めます。
- 6 女性に対する暴力の根絶
 - ・ 女性に対する暴力の防止と被害を受けた女性に対する支援に努めます。

³ 平成 15 年度において各種審議会等での女性委員の割合は 31.1%である。

第2章 暮らしやすらか「安心実感都市」の実現

1 災害に強いまちづくり

(1) 防災体制の充実

(現況と課題)

平成7年に発生した阪神・淡路大震災をはじめとして、今世紀前半にも発生が予想される東南海・南海地震や、最近各地で見られる短時間集中豪雨など甚大な被害をもたらす災害の発生が懸念される中、市域の密度化、建築物の高層化、交通量の増加や高齢化など社会環境の変化に伴い、被害の増大をもたらす危険性が一層高まっています。

また、自然災害だけでなく、感染症や米国における同時多発テロの発生を契機に総合的な危機管理の重要性が問われており、様々な危機事象に対する都市防災の確立が求められています。

本市では、阪神・淡路大震災を教訓に、被害想定調査を行い、その対策を「茨木市地域防災計画」に反映させ、避難所、避難路の整備、緊急物資の確保や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努めてきましたが、災害に強いまちづくりを一層推進するため、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の結成啓発と育成を図り、地域と協力しながら防災体制の充実に努める必要があります。災害時における高齢者・障害者等の災害弱者対策の改善に努め、自然災害以外の危機事象に対しても、市民の安全確保のための計画を作成するなど、総合的な防災体制の充実に努めていかなければなりません。

(目指すべき姿)

- ・ 「自分たちの地域は自分たちで守る」意識が広まっています。
- ・ 自主防災組織の結成率が向上しています。
- ・ 市民がいつでも防災情報を得ることができます。

(将来計画)

1 総合防災体制の強化

(1) 地域防災計画の充実

- ・ 東南海・南海地震対策や短時間集中豪雨対策等について、課題を明確にして地域防災計画に反映させ、定期的に見直すなど、地域防災計画のより一層の充実を図ります。

(2) 防災対策の充実

- ・ 地震や風水害の災害時における避難所、避難路の整備、緊急物資の確保、防災関係機関との協力体制の充実に努めます。

(3) 都市施設の耐震性の向上

- ・ ガス、電気、下水道等のライフライン施設のほか、道路、橋梁等の道路構造物や建築物の耐震対策を図ります。

(4) 市民の防災意識の高揚

- ・ 防災ハンドブックの見直しやホームページの活用により、市民の防災に関する意識のより一層の向上に努めます。

(5) 防災情報ネットワークの充実

- ・ 防災無線の多重化に努め、また、携帯電話やパソコンを活用し市民や防災関係機関と防災情報の共有化を図り、防災情報ネットワークの充実に努めます。

(6) 災害弱者対策の推進

- ・地域における協力体制の推進を図り、災害時の安否確認に努めるとともに、避難所の福祉的整備を図ります。

(7) 自然災害以外の危機事象対策の確立

- ・各種危機事象の全体像の把握と市民の安全確保のための計画等の策定に努めます。

(2) 災害対策の推進

(現況と課題)

火災、水害、地震などの災害が発生し、避難経路の確保や救急活動を実施する場合に、都市基盤としての道路や橋梁の倒壊は、大きな妨げとなります。被害を最小限に抑えるためには、都市基盤の強化が求められますが、本市では、一部に狭隘な道路が現存しています。また、安威川、勝尾寺川等に架かっている橋梁においても、耐震に対する落橋防止の対策は完了していますが、橋台・橋脚への強化対策が十分とは言えず、災害時に橋が倒壊し避難できない状況も考えられます。

このため、被害を最小限に抑えられるよう、道路の整備とともに、都市基盤施設である道路構造物の耐震性の向上に努める必要があります。

(目指すべき姿)

- ・狭隘道路の整備が促進されています。
- ・道路のネットワーク形成が促進されています。
- ・道路構造物の耐震強化されている割合が増加しています。
- ・道路台帳の整備が進んでいます。

(将来計画)

1 災害時の被害抑止対策

(1) 狭隘道路の整備

- ・避難道路として、旧市街地・旧村落に現存する狭隘道路の整備については、建築確認申請等建て替え時に、道路後退の指導を行い、拡幅整備に努めます。

(2) 道路網の整備

- ・ネットワーク化された道路として、都市計画道路の整備と細街路の整備を進めます。

(3) 耐震対策

- ・大震災時には倒壊のおそれがある市域内の橋台・橋脚等の補強対策に努めます。

(4) 道路台帳の整備

- ・道路台帳の整備を進め、衛星とネットワークした世界測地系⁴への変換に努めます。

(3) 治山・治水の推進

(現況と課題)

土砂災害は、現在でも、全国で毎年平均 1,000 件も発生しており、その整備水準はまだ 20% 台にとどまっています。本市域内には、地滑り危険箇所 17、土石流危険渓流 32、急傾斜地崩壊危険箇所 43（平成 15 年公表）があり対策工事が必要とされています。

⁴ 20 世紀後半に急速に発展した人工衛星技術等を用いて地球全体を対象とする測地系であり、地上位置を cm オーダーで決定・追跡することができる。

また、急激な都市化に伴う流域の保水、遊水機能の減少により洪水流量の増加が問題になっています。そのため浸水対策の水路改修が求められます。

本市では、昭和 42 年 7 月に、北摂地域を襲った集中豪雨により流域全体で約 2 万 5 千戸が浸水するなど多大な被害が発生したことをきっかけに、安威川ダム建設が計画されました。昭和 51 年度より実施計画調査に着手し、平成 11 年 3 月には、用地取得に関する損失補償基準協定書を関係地域と締結し、事業用地の買収を進めるとともに、ダム建設により水没する主要地方道茨木亀岡線の付け替え道路工事を実施していますが、安威川流域住民の生命と財産を守り、安全なまちづくりを進める上で、ダムの早期完成が望まれます。一方、ダム建設は、水没等により地域住民に多大の影響を与えることから、今後も、水没地域住民への生活基盤の確保や地域振興を図ることが重要です。

(目指すべき姿)

- ・ 安威川の治水対策が向上しています。

(将来計画)

1 治山対策

(1) 土砂災害情報相互通報システムの整備

- ・ 土砂災害情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を図り、インターネット情報として市民に発信します。

2 治水対策

- ・ 各河川の改修を大阪府に強く要望します。
- ・ 下水道整備と一体となった総合治水対策を図り、水路改修や維持管理に取り組みます。
- ・ 調整池等の設置を促進するほか、長期的な視野に立って浸透ます等の設置を促進します。

3 安威川ダムの建設推進

(1) 安威川ダムの建設

- ・ 安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守るとともに、水と緑の空間の創造に寄与する安威川ダムの完成を促進します。

(2) 地域整備の推進

- ・ 水源地域整備計画に基づき、関係地域の生活基盤や環境整備の推進に努めます。

(4) 消防・救急体制の充実

(現況と課題)

都市化の進展や、複雑化する社会環境を背景に、都市における火災災害も次第に大規模化、多様化しつつあり、それらの環境変化に対応した消防力の強化が求められています。さらに、今後、高齢化が急速に進展すると想定されることから、高齢者や障害者などの災害弱者への対応も充実していく必要があります。

また、本市における火災の発生状況は、毎年 70 件前後で推移しており、府内でも火災の少ない都市となっていますが、発生原因として「放火」が毎年 1 位であることから、市民や事業所、消防団、自主防災組織などと連携した防火対策を推進する必要もあります。

一方、本市における救急件数は、平成 5 年の 6,000 件から年々増加し、平成 15 年には 10,496 件となりました。災害弱者である高齢者が増える今後は、救急件数の増加がさらに見込まれます。

そのため、救急隊員の資質の向上や自主救護能力の向上により、救急対応力の充実を進めていく必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 火災発生率が低下しています。
- ・ 火災による死亡者が減少しています。
- ・ 救命率が向上しています。

(将来計画)

1 消防体制の充実強化

(1) 常備消防体制の強化

- ・ 市街地の拡大に応じた消防力の充実強化を図ります。

(2) 施設・資機材の充実強化

- ・ 消防総合情報システムの高機能化を図ります。
- ・ 消防等資機材の充実に努めます。
- ・ 耐震性貯水槽等の消防水利の充実に努めます。

(3) 消防団の活性化

- ・ 消防団の計画的な教育・訓練を実施するとともに、多様な分野の活動と連携し、活性化を推進します。

2 救急業務の充実強化

(1) 救急体制の高度化

- ・ 医療機関と密接な連携を図り、より高度な救急業務の推進に努めます。
- ・ 救急救命士等の教育体制を充実させ、資質の向上に努めます。

(2) 自主救護能力の向上

- ・ 救命講習を積極的に実施し、救命率の向上に努めます。

3 火災予防の推進

(1) 防火思想の普及と防火体制の確立

- ・ 多種多様な広報媒体を活用した防火思想の啓発と、防火訓練や防火講演等を通じて地域家庭における防火意識の高揚を図り、地域ぐるみの防火体制の充実強化を推進します。
- ・ 事業所等における防火管理者や危険物取扱者等の資質の向上を図り、事業所内における防火体制を確立します。
- ・ 一般住宅については、消火器や警報器を設置するなど、火災予防対策を推進します。

(2) 予防業務執行体制の強化

- ・ 高機能消防総合情報システムを活用し、予防査察業務体制を強化するとともに、違反処理事務の合理化を推進します。

2 暮らしを守る安全の確保

(1) 防犯対策の推進

(現況と課題)

犯罪や事件・事故のない「安全で平穏な茨木のまち」の実現は市民すべての願いです。しか

しながら、近年、我々の身近なところで、女性や高齢者をねらったひったくり等の街頭犯罪や、青少年や幼児が対象となる事件・事故が多発し、平穏な日常生活を脅かしています。

大阪府では、平成 13 年の犯罪発生件数が全国ワーストワンになったことを踏まえ、平成 14 年 4 月に「大阪府安全なまちづくり条例」が施行され、本市においては同年 11 月に「茨木市安全なまちづくり推進協議会」を結成し、市、警察、市民、関係機関が連携を強化して、安全なまちづくりに取り組んでいます。さらに現在の厳しい治安情勢を真摯に受け止め、今後、安心して暮らせるまちを築くため、「茨木市安全なまちづくり推進協議会」を中心に、家庭、地域、関係機関が一体となった防犯体制の確立を図り、地域社会の防犯抑止機能を高めていくことが求められています。特に自ら生命を守ることの大切さや家庭の役割の重要性を啓発し、地域ぐるみでの環境浄化活動を展開していくことが必要です。

(目指すべき姿)

- ・ 犯罪発生件数が全国平均を下回っています。
- ・ 青少年の問題行動、補導件数等が減少しています。

(将来計画)

1 防犯体制の充実

- ・ 広報や啓発活動に努め、警察、防犯協会、学校、地域と連携して、暴力追放運動やひったくり撲滅運動、子どもを犯罪から守る運動などを積極的に推進することを通じて、全市的な防犯体制の充実に努めます。

2 防犯意識の高揚

- ・ 市民生活の安全を確保するため、警察、防犯協会、学校、関係機関などと連携して、市民の防犯意識の高揚に努めます。

3 地域安全活動の促進

- ・ 地域での安全確保を図るため、交番の増設や重点的パトロールの実施など警察活動を要望するとともに、地域住民による自主的な防犯パトロールなどの地域活動を支援します。
- ・ 地域の危険箇所をまとめた地域安全情報を地域安全ニュースやインターネットを通じて提供します。

4 環境の整備

- ・ 夜間の通行安全と犯罪防止のための防犯設備を研究し、まちづくりに活かしていきます。

5 青少年育成組織・団体の活動の活発化

- ・ 家庭・学校・地域社会の連携をより一層図ります。
- ・ 茨木警察や茨木補導センター等との連携をより一層図ります。
- ・ 小・中学校区ごとの青少年育成組織の充実に努めます。
- ・ 青少年や地域の青少年組織が地域活動に参加することを推進します。

6 問題行動への啓発活動と防犯活動

- ・ 青少年を取り巻く社会環境の浄化に向けて、啓発や街頭パトロール、立ち入り調査に努めます。
- ・ 社会の基本的なルールを守り、公共心を育む体験を行事等の実施を通して行い、青少年の規範意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全対策の推進

(現況と課題)

モータリゼーションの進展に伴い、総合的な交通体系の整備にあわせて、交通の安全を確保することが重要になっています。

本市では、安全で快適な歩道や歩行者専用道等の整備にあわせて、交通事故防止の対策として交通安全施設の整備、交通安全教育、各種交通安全運動による正しい交通ルールの普及を推進し、また、違法駐車が交通事故や渋滞の原因になることから、「違法駐車防止に関する条例」を制定し、重点路線に交通指導員を配置し、啓発活動を行っていますが、交通事故発生件数は、全国と同様、増加傾向にあります。

また、駅周辺における美観保持と歩行者の安全確保のため「自転車の放置防止条例」を制定し、啓発活動と合わせ移動作業を実施し駐車場の整備を進め、放置自転車の防止に取り組んでおり、これにより、通勤・通学用自転車については概ね施設利用が行われていますが、買物などによる駅周辺及び商店街周辺での放置が依然として増大しています。

今後、高齢者の増加が予想されることから、安全、便利、快適な市民交通体系の整備を進めるとともに、「茨木交通安全計画」に基づき、総合的、計画的な交通安全対策の推進を図る必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 交通事故による死亡事故者が減少しています。
- ・ 駅前周辺等の不法駐輪が排除され、駅前の美化が進んでいます。

(将来計画)

1 道路交通環境の整備

- ・ 緊急に交通の安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等により交通事故防止のための安全な道路交通環境を形成します。
- ・ 道路交通の安全確保において、地域住民や職業運転者等の意見を道路交通環境の整備に反映させます。

2 交通安全思想の普及徹底

- ・ 交通事故の防止に関する技能や知識を、年齢に応じて段階的・体系的に生涯にわたり学習していく交通安全教育を進めます。

3 総合的な駐車対策の推進

- ・ 交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

4 自転車の安全性の確保

- ・ 自転車利用者に対し、自転車安全整備店において定期的な点検整備を受ける機運を醸成するとともに、点検整備の拡充を図ります。また、付帯保険により被害者の救済に資することを目的とするTSマークの普及に努めます。
- ・ 安全性が高く、万一、製品の欠陥による人身事故が発生した場合の被害者救済措置がついたSGマーク制度の普及に努めます。
- ・ 夜間ライトの取り付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上に努めます。

5 道路交通秩序の維持

- ・ 事故多発路線における朝夕の街頭指導を強化し、子ども、高齢者等の交通弱者の保護誘導

活動を推進するとともに、著しい速度超過、信号無視、飲酒運転、放置及び違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取り締まりの強化を警察に要望します。

- ・暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、関係機関・団体と連携し、暴走族対策を推進します。

6 交通事故被害者対策の推進

- ・広報誌等の積極的な活用により相談制度の周知に努め、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。

(3) 消費生活の向上

(現況と課題)

今日、情報化、国際化の進展などを反映して、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきています。商品やサービスの多様な選択が可能となり、消費者の利便が向上した反面、商品の品質や安全性に対する不安、悪質な勧誘や販売方法による苦情・トラブルが増え、消費者問題が複雑かつ多岐にわたる状況にあります。

また、輸入食品の増加や遺伝子組み替え食品の問題、残留農薬や食品添加物の問題などから、安全な食品に対して消費者の関心も高まってきています。

さらには、地球温暖化やごみ問題といった環境問題は重大な課題であり、省資源や省エネルギーに加え、環境に配慮した商品・サービスを選択するなど、環境配慮型の消費行動が求められています。

市においては、消費生活を取り巻く社会情勢の変化に対し、消費生活情報の収集や提供、相談機能の強化など、消費生活センターの機能を充実してきましたが、平成13年度の相談件数は1,808件、平成14年度は2,398件で急増の状況にあります。

このため、更に体制や機能強化に取り組むとともに、自らの的確な判断と選択による主体的な消費行動を行う、「自立した消費者」の育成が必要です。

また、省資源や省エネルギーなど環境保全の視点に立った消費者意識の高揚に努め、環境に配慮した消費行動の推進を図っていく必要があります。

(目指すべき姿)

- ・消費生活に対する市民の安心感が高まっています。

(将来計画)

1 消費者教育・啓発の推進

- ・通信講座、講演会や消費生活展の開催とともに、各種啓発資料の発行や地域への講師派遣など、幅広い消費者教育・啓発活動を展開します。

2 消費生活相談の充実

- ・消費者問題の複雑化・多様化に伴い、消費生活センターにおける相談・苦情・あっせん体制の充実を図ります。

3 自立した消費者の育成

- ・必要な情報の提供、被害の救済や消費者教育などの環境整備を図ります。
- ・消費者団体の活動を支援し、消費者意識の高揚と自立した消費者の育成に努めます。

4 環境に配慮した消費生活への取り組み

- ・環境に配慮した消費生活に関する情報提供や啓発を図ります。

5 安全な食品の確保に向けた取り組み

- ・関係機関との連携により、安全な食品の確保に向けた情報提供や啓発を図ります。

(4) 上下水道整備の充実

(現況と課題)

長期化する景気の低迷や節水意識の向上及び節水機器の普及により、人口は漸増しているものの、水道の総給水量は減少傾向にあります。しかし、本市において彩都がまちびらきし、順次建設計画が進められることから、長期的には、水需要も次第に増加するものと考えられます。また、市域の一部には水量等に不安定な簡易水道が残されており、上水道の統合が求められるほか、水道施設全体が老朽化してきているため、震災時を考慮した更新を計画的に実施する必要も生じてきています。

生活排水の速やかな処理や汲み取り便所の解消等、身近な生活環境の改善を図るとともに、浸水を防除するという、市民生活の基盤となる都市施設である下水道については、市政の最重要施策として積極的に下水道整備に取り組んできた結果、市街化区域における整備をほぼ終えていることから、市街化調整区域における整備に重点を移すとともに、山間部においては、下水道整備も含めた生活排水の処理について、合併処理浄化槽を視野に入れた整備を進めていく必要があります。

また、水質汚濁や悪臭の発生等、近年大きな問題となっている合流式下水道の改善対策を推進するとともに、着手後 40 数年経過した管渠、ポンプ場等の計画的な更新や耐震化、機能高度化に取り組んでいく必要があります。

さらに、都市部における雨水対策の確立は、安全で安心なまちづくりを形成する上で極めて重要な課題であり、「総合的な雨水対策」を策定する必要があります。

(目指すべき姿)

- ・市全域を上水道に統合し、効率的、安定的な給水がなされています。
- ・新水質基準に適合した安全な水が供給されています。
- ・地震等の災害に備えた耐震性の飲料水道施設が整備されています。
- ・下水が「大阪湾流域別下水道整備総合計画」で定められた排出負荷量を満たしています。
- ・公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）と合併処理浄化槽等により、生活排水処理率が 100% に近づいています。
- ・市中心部の中央排水区で 10 年に 1 度の確率の降雨量にも対応できる雨水対策レベルに向上しています。
- ・管渠、ポンプ場等の主要な施設の耐震性能が維持されています。

(将来計画)

1 簡易水道の上水道への統合

- ・各簡易水道が予備水源を持たないなど、水源安定性が低いため、上水道統合を推進します。

2 水質の安全性確保

- ・新水質基準に対応して自己検査体制の整備を行うとともに、府内全市町村等で運営されている水道水質共同検査体制の活用を図ります。また、鉛管の更新を行います。

3 水道施設の更新

- ・十日市浄水場をはじめ、水道施設が老朽化していることから、順次更新を行います。

- ・震災に備え水道施設の耐震化を推進します。

4 流域下水道の整備

- ・中央処理場及び高槻処理場における処理施設の高度化を図り、水質改善に努めます。

5 公共下水道の整備

- ・越流回数、水量、水質、衛生上の問題（大腸菌等）の実態を明確にし、その削減等の対策を講じ、合流改善事業を推進します。
- ・生活排水処理を進め、下水道整備区域と合併処理浄化槽整備区域とのすみ分けを行います。
- ・彩都周辺は流域関連公共下水道を、安威川ダム周辺は特定環境保全公共下水道を整備し、北部地域におけるその他の市街化調整区域は合併処理浄化槽等により、生活環境改善と公共用水域の水質改善を目指します。
- ・中心市街地（中央排水区）では、総合的な雨水対策により、10年に1度の確率の降雨量にも対応できるものへとレベルアップを図ります。
- ・下水道施設の耐震対策と管理システムの機能高度化を図ります。

第3章 未来育む「環境実践都市」の実現

1 環境負荷低減のまちづくり

(1) 環境保全の推進

(現況と課題)

従来の環境問題は、特定の大規模な工場等の活動により生じる「産業公害」が中心でしたが、近年では市民や小規模なものも含めた事業者の日常活動に伴う環境負荷の集積によって生じる「都市生活型公害」へと変化してきています。また、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の事業活動や生活様式は、大量の汚染物質を排出し、地域の環境を汚染するのみならず、空間的、時間的広がりを持ちながら、地球環境に深刻な影響を与えています。

また、人体に対して毒性を持つ有害化学物質による環境影響への対応や自然環境の保全、省エネルギー、新エネルギーの活用などエネルギーの適正利用による地球温暖化対策などの推進が課題となっています。

こうした状況の中で、国においては環境基本計画の見直し、温室効果ガス削減義務を定めた京都議定書の締結、循環型社会形成推進基本計画の策定など持続可能な社会の形成に向けて根幹となる施策が次々に実施されており、国民一人ひとりのライフスタイルのあり方も含めた環境問題への取り組みが求められています。

本市では、大気については光化学オキシダントを除く二酸化硫黄や二酸化窒素、浮遊粒子状物質はほぼ環境基準を達成しており、また、安威川等の主な河川の水質についても年々改善され良好な状態にあります。騒音については「道路に面する地域」で依然として環境基準が達成されていないところが多く、「道路に面しない地域」においても夜間の達成状況は約半数にとどまっています。

このような環境行政を取り巻く状況の変化に伴い、本市の環境行政も見直しが必要となり、平成15年3月に市・市民・事業者が互いに連携、協働することによって、人と自然の共生が持続可能となる社会を創造するための法的枠組みとして「茨木市環境基本条例」を制定しましたが、環境問題は行政だけで解決できるものではなく、市民・事業者の主体的な取り組みと各主体の連携・協働が不可欠であることから、環境教育・環境学習の推進や市・市民・事業者の協働体制の整備が今後の大きな課題です。

(目指すべき姿)

- ・ 大気、水、土壌等の環境が良好な状態に保持され、人の健康の保護と生活環境の保全がなされています。
- ・ 事業者や市民による省エネルギー、太陽光発電等の新エネルギーの活用など、環境に配慮した事業活動やライフスタイルへの転換が進んでいます。
- ・ 市有建物に太陽光発電設備等の新エネルギーシステムや省エネルギー機器、雨水利用等の環境共生技術の導入が進んでいます。
- ・ 環境教育・環境学習により、市民一人ひとりが環境問題に対する理解を深め、地球にやさしい事業活動、環境保全のための意欲が増進し、自主的・積極的に行動しています。

(将来計画)

1 良好な地域環境の確保

- ・環境の主要な構成要素である大気、水、土壌、地盤、音などを良好な状態で保全するとともに、有害化学物質等の新たな環境リスクへの適切な対応に努めます。

2 地球環境の保全

- ・地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題対策として、市・市民・事業者のすべてが、地域における活動や国際的な取り組みの推進に日常的に努めます。
- ・市有建築物の新築時には、採算性、市民啓発効果、その他設置効果等を検討した上で、新エネルギーシステム、省エネルギー機器等の導入を推進します。

3 環境に配慮した行動の確立

- ・市・市民・事業者が適切な役割分担のもとに協働して、事業活動及び日常生活において環境に十分配慮するなど自主的に行動することにより、環境教育・環境学習の推進、環境配慮行動の促進に努めます。

(2) 資源の循環利用の促進

(現況と課題)

限りある資源を守るとともに、地球環境の保全という観点からも、環境への負荷を減らす循環型社会の構築が求められています。

国では容器包装リサイクル法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法などを制定し、リサイクルの推進に努めているところです。また、建設廃材の再資源化及び建築物の長寿命化、バイオマス（有機性産業廃棄物⁵）の再資源化といった取り組みも求められています。

本市でもごみの減量化・リサイクルのため、資源ごみの収集や古紙の拠点回収、また、集団回収団体への助成などの措置を講じていますが、ごみの発生量は年々増加傾向にあり、これをいかに減らしていくかが大きな課題となっています。今後、廃棄物の削減・資源循環への一層の取り組みが求められています。

また、し尿については、公共下水道の普及に伴い搬入量が年々減少しており、収集体制を見直す必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ごみの発生量が減少しています。
- ・ごみの再資源化率が上昇しています。
- ・し尿収集体制が対象世帯数に応じて再編されています。
- ・公共工事には、リサイクル材が優先して採用されています。

(将来計画)

1 ごみの減量化・再資源化の取り組み

- ・家庭系ごみについては、広報誌等による啓発や廃棄物減量等推進員により、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めていくとともに、新たな分別収集の方法や、ごみ収集・処理手数料の徴収など一般廃棄物処理の有料化も視野に含めた経済的措置についても検討していきます。
- ・事業系ごみについては、事業者責任の明確化と分別排出の促進を図るとともに、適正な処理料金の徴収について検討していきます。

2 処理施設等の活用

⁵ 間伐材、もみがら、牛糞、鶏糞といった動植物由来の有機性資源。

- ・ごみ処理施設については、高温溶融処理方式の特性を活かし、残渣の再利用や熱利用による発電を継続するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・し尿の収集・処理については、公共下水道が整備されていない地域において、今後も継続して実施します。

3 市有建築物についての環境負荷低減の取り組み

(1) 公共工事に対する資材の再資源化の促進

- ・公共工事について、今後も分別解体による資材の再資源化に努め、コンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材、残土等のリサイクルを促進します。

(2) 建築物に対する長寿命化の促進

- ・市有建築物の外壁、屋根、内装等について、耐久性の高い材料の採用に努めるとともに、耐震補強が必要な建物には補強工事を実施し、建物の長寿命化を図ります。さらに、新築・増築の設計時においても建物の長寿命化に配慮した設計に努めます。

2 良好な環境の保全と創造

(1) うるおいのある緑と水辺の形成

(現況と課題)

うるおいのある緑と水辺は、生態系の維持や水源涵養、景観の保全、レクリエーション機能など、多岐にわたる役割を担っており、我々が生活する上でも非常に重要な役割を果たしています。

本市の緑の環境は、森林や農地、河川、寺社林等の自然的な緑、都市公園・緑地、水辺空間、街路樹の緑等、多様な形態を持ち、複合的に形成されています。特に、北摂山系では豊かな森林景観が形成され、田園等とあわせて地域の生活と一体となった里地・里山が形成されています。人と自然の豊かなふれあい等、自然への関心が高まる中、大阪府立北摂自然公園が指定され、里山の保全と再生も進められています。安威川ダム周辺では北摂山系の緑と一体となった「水と緑」の環境資源を活かした水辺空間の形成が期待されています。

しかし、こうした森林や里地・里山は近年、森林の利用の減少や農地等の遊休地の増加によりその自然景観も変化してきています。市街地やその周辺部では、都市化が進み自然的な緑地や農地等が減少していますが、質、量ともに良好な緑を確保するため、今後、公園・緑地の他に街路や学校等の公共公益施設、住宅、事業所を含めた緑の創出、市街地の優れた自然景観である寺社林等鎮守の森の保全、活用が求められています。また、古くからの商店街と商業集積が合わさった中心市街地では、緑の機能を取り入れた多角的なまちづくりを進める必要があります。

多様な緑環境を総体として捉え、自然度の高い北摂山系の森林、生活に結びついた農地や雑木林、鎮守の森、公園・緑地を結ぶネットワークの形成により、複合的な緑の機能の創出を図る必要があります。

(目指すべき姿)

- ・北摂山系の自然生態系及び里山景観が保全され、多様な生物種が保全されています。
- ・季節を実感する都市自然及び緑の景観が形成されています。

- ・ 水と緑の資源、文化歴史的資源、自然体験及び野生生物の生育空間としてのネットワークが構成されています。

(将来計画)

1 豊かな自然環境の保全・創出と活用

- ・ 北摂山系においては、生態系の維持や水源涵養、防災、景観の保全、自然体験の場等の整備を進めます。
- ・ 農地、雑木林、水辺等の様々な自然資源を有する里地・里山で、地域文化の伝承と多様な生物の生育空間と田園空間の保全を進めます。
- ・ ダム湖周辺や第二名神自動車道の建設計画において自然環境や生態系の保全に配慮し、水と緑の地域資源を活かしながら、魅力ある景観を形成し、レクリエーション拠点として質の高い空間の形成に努めます。

2 緑の都市空間の保全・再生・創出

(1) 都市近郊の緑地の保全

- ・ 鉄道沿線、高速道路、インターチェンジ等における緑化を促進します。
- ・ リバーフロントの景観の創出を図り、市民の憩いとふれあいの場の整備を推進します。

(2) 身近な緑の保全・整備

- ・ 道路、歩道、公園、広場などの身近な公共空間の緑の保全を進め、緑の街路や水辺の整備、及び寺社林の保全を図り、ふれあいや憩いの場の貴重な自然を守ります。

(3) シビックセンターの緑の景観の創出

- ・ 地域の公共空間、都市施設、歴史的施設、民有施設など、中心市街地の多様な機能を総合的に結ぶ公園的整備と活用を進めます。
- ・ 立体都市公園や借地公園の整備を進め、地域住民主体の緑のまちづくりを進めるとともに、沿道や街角におけるワークショップ等により、まちのガーデン化を進めます。

3 緑空間が持つ特性を活かしたネットワークの構築

- ・ 北摂山系や里地里山の多様な自然資源、河川やダム湖等の水辺空間、寺社林や雑木林等の貴重な緑、公園・緑地を結ぶネットワークの整備を進めます。
- ・ 中心市街地の緑化空間や歴史的建造物、文化施設、アメニティ施設を巡る小回遊ルート、近郊の緑地、森、田園、水辺等を巡る中回廊ルート、北摂山系を巡る大回遊ルートとこれらを連携させるネットワークの整備を進めます。

(2) 都市景観の保全と創出

(現況と課題)

高度経済成長期には、まちの急激な都市化に対応するため、都市基盤施設整備と生活環境整備に重点が置かれ、都市の美しさや魅力づけ、地区個性の発揮といった面への配慮が不足していました。しかし、今日の成熟した都市型社会では、これまで重要視された大都市周辺での生活の場の確保という基本的な目標の達成だけでなく、生活全般の質の向上に関心が集まり、生活の舞台である都市の美しい環境づくりに関する意識が高まると同時に、重要な課題となってきました。

本市では、「茨木市都市景観整備基本要綱」及び「茨木市都市景観整備基本計画」を策定し、全市的な都市景観の形成に取り組んでいます。特に、都市の顔となる街並みや歴史的な街並みなど、地域の個性を活かした景観を保全及び創造していくため、都市景観整備地区の指定に努

めていますが、都市の景観は、公共が整備・管理する公共空間と、民間により創造、展開される空間をはじめとした個々の所有地の利用により形作られており、また、土地の利用において、周辺の環境と調和について考慮が不十分な場合、全体としてみれば美しい景観形成につながらない場合があります。

このため、土地所有者などが自覚と責任を持って、都市景観をはじめとするまちづくりへの関心を高め、都市の美しい景観を自ら創り出すことにつながるように、また、優れた景観の保全と育成を地域住民の取り組みにより図ることができるように、都市景観整備地区の拡充と一般建築物に対する景観誘導のためのルール（地区計画、建築協定など）づくりの啓発が必要です。

（目指すべき姿）

- ・ 都市景観は市民にとって身近なものである、という共通の理解が深まっています。
- ・ 行政と市民が一体となって、長期的に景観整備に取り組んでいます。
- ・ 都市景観整備基本要綱に基づく都市景観整備地区の指定が拡充されています。
- ・ 高質な公共空間と民有地の利用とが一体となった都市景観が広がり、そこでは、公共部分の管理も民間が行うなど、公民が協力して景観づくりが進んでいます。

（将来計画）

1 魅力的な景観の創出

- ・ 大規模建築物等に対する景観面からの指導を更に推進し、全市的な建築物等のデザインの向上と調和により優れた景観の創出を図ります。
- ・ 都市景観整備地区の指定と拡充を図り、地区の特性を活かした景観づくりを進めます。彩都についても、都市景観整備地区の拡充を図ります。
- ・ 公共施設の建設に際して、オープンスペースを確保し、質の高いデザインや周辺の景観や環境との調和に努めます。

2 推進体制の確立

- ・ 大阪府及び近隣市町との情報交換や技術交流などを通じて、北大阪地域の調和と個性ある景観の保全と創出に努めます。
- ・ 公共空間と民間空間が一体となって形づくられる良好な街並みを形成していくため、地区計画等を活用しながら、ゆとりとうるおいのある環境づくりを誘導します。また、良好な街並みを市民共有の空間として、市民が関わりながら行政が民有地の管理と一体となって保護・育成を図ります。
- ・ 市街地開発において、土地所有者等と連携して、建築物の用途、形態などをあらかじめ定め、地区計画制度を積極的に活用します。
- ・ 美観誘導を積極的に推進するため、表彰制度を拡充するとともに、都市景観の質的向上に向けて、継続的な広報・啓発活動及び市民参加の促進を図ります。

第4章 活力あふれる「生活躍動都市」の実現

1 活力のある産業振興のまちづくり

(1) 商工業の振興

(現況と課題)

商業は、市民にとってなくてはならないものであり、地域経済を支える重要なものですが、近年、モータリゼーションの進展、生活文化、物やサービスに対する価値観の変化による消費者ニーズの多様化・個性化に加えて、業態間競争や都市間競争が一層活発化し、大型店、チェーン店、コンビニエンスストア等、商業構造の形態も変化しています。

本市の商業は、昭和45年の万国博覧会を契機にJR茨木・阪急茨木市両駅周辺の市街地が整備されて以来、各商業施設の近代化も進み、商圈の拡大や商業機能が充実されてきました。その後、都市化の進展に伴って大規模量販店、各種専門店など競合店の進出が相次ぎ、現在に至っています。本市でもこのような変化に従来型の商店街や小売業者は対応が遅れ、事業の一時中止や廃業による商店街の衰退・空洞化という問題が深刻化しています。

卸売業では、昭和53年に北大阪流通センター内に大阪府中央卸売市場が開設され、北大阪地域における重要な流通拠点として機能しています。これに伴って卸売の売上高は急激な伸びを示していましたが、インターネット販売や生産者から消費者へ直送されるシステムなどの広がりにより、流通業の構造変化が見られ取扱高も減少傾向にあります。

こうした状況を踏まえて、今後は、商店街の個性化、高付加価値化を進め、地域特性を活かした魅力ある商業地づくりに取り組む必要があります。

また、中心市街地と呼ばれる地域は、様々な都市機能が集積し、長い歴史の中で、文化伝統を育み、各種の機能を培ってきた、まちの顔と言えます。近年では、人口増加の鈍化、市街地拡大の収束、特に高齢化による都心回帰の動きなどから、歩いて暮らせる生活圏でのサービスの提供などが求められる傾向が見られ、様々な機能の集積が行われている中心市街地が見直されるようになってきました。

このため、中心市街地の商業の活性化は、商業者の意識改革のみならず、地域住民の新しいニーズに対応し、中心市街地の生活サービス機能を向上させるために、地域住民や消費者の理解とコンセンサスを形成して、その商業機能を充実させ、活性化していく必要があります。

工業は、市内の活気のある企業による躍動感の創出という面でも重要な生産活動と言えます。

市制施行当時は、恵まれた水質と酒米を活かした酒づくりや気候等の自然現象を活用した寒天造りが行われ、特産物として生産されてきました。また、昭和30年代から40年代にかけては、名神高速道路、大阪中央環状線、国道171号などの広域幹線道路の整備と企業誘致を行ったことにより比較的大規模な工場の進出が相次ぎました。これに伴って、下請関連企業も増加し、生産額も飛躍的に増大してきましたが、近年、適地の減少やバブル経済破綻等、社会経済情勢が大きく変化し、事業所数・従業員数が減少してきていることにより、量的成長から質的発展への転換が求められています。

また、本市の工業は、一部の大企業を除き、大半は経営体質が弱く資金調達力の低い中小企業で占められています。しかし、これらの中小企業は、特色ある製品や生活様式の変化に合わせた製品をいち早く開発できるなど小回りがきくという大企業にないよさを持っています。

この利点を活かして、中小企業においては、需要の多様化・個性化及びソフト型製品に対す

るニーズに的確に対応するため、持てる技術と情報を駆使し、より個性的で付加価値の高い製品づくりに努めていくことが重要です。

さらに、本市における企業は、立地した時期が比較的早かったこともあり、アクセス条件や周辺環境との調和などの問題を抱えているものも少なくありませんが、今後とも活動を継続し、地域との共存が図れるよう支援を行っていくことが望まれます。

(目指すべき姿)

- ・ インターネットを活用した商業のネットワーク化が図られ、効率的に必要な商品の提供を受けることができる状況になっています。
- ・ 特色のある商業地が形成され、来街者は楽しみながら買物ができ、大いに賑わっています。
- ・ 中心商業地区の特性に応じた総合的・計画的な整備が進み、そこに住み、働き、憩える場が形成され、親しまれ利用されています。
- ・ 中心市街地への不要な交通の流入防止や交通の流れを整序することで、安心して歩けるなど人を主役にした交通環境が広がっています。
- ・ 大学・研究機関からの技術移転等、産学の活発な交流が図られ、企業の新分野への進出、技術力の向上が図られています。
- ・ 内外から人と企業を呼び込み、交流が活発化し、市内企業の技術力等の高度化・高付加価値化が進んでいます。
- ・ 創業が促進され、市内の中小企業や地域経済への波及効果により活気があふれています。

(将来計画)

1 小売業の振興

(1) 中心市街地活性化

- ・ 経営相談や融資制度の活用を図るとともに、活気と賑わいのある商店街づくりを目指す商業団体に支援を強化します。
- ・ 滞留性を高めるため、魅力ある商店街として、個性ある店舗や専門性の高い店舗などの創出を図ります。
- ・ 楽しく散策できる回遊性のある商業地区づくりに努めます。
- ・ 空き店舗を活用して設置が考えられる市民・商業者が利用する地域コミュニティのための施設への支援を充実させます。
- ・ 関係団体と連携して、個性ある店舗・業種の誘致を図ります。
- ・ 来街者への憩いの空間の提供や地域と密着した賑わいを創出するイベント等を支援します。
- ・ 商店街などにおいて、イベント企画や運営などにかかわる人材、リーダー育成、若手事業者や後継者などの人材育成に努めます。
- ・ 中枢管理、商業・業務、文化・情報等の各種機能を備えた特徴を活かし、シビックセンターとして各機能が調和し、総合的に発展できるまちづくりを目指します。
- ・ シビックセンターとしての都市構造の強化を図り、生活道路への通過交通の進入を防ぎ、渋滞を緩和するため、幹線道路の交通軸について整備を推進します。
- ・ 「交流・情報発信」をキーワードに、様々な人や情報が交流できるまちづくりを進めます。
- ・ 地域や地域住民生活の活性化につながる、住民や事業者によるまちづくり活動へ支援を進めます。

(2) 商業のネットワーク化

- ・インターネットを使った地域情報のネットワーク化を推進します。

(3) 生活文化型商業の推進

- ・大型店の立地に際しては、周辺環境への配慮など地域の実情を勘案した対応に努めます。
- ・アメニティ豊かな魅力ある商店街づくりに努め、市民のニーズに柔軟に対応します。
- ・高齢化の進展、人々のゆとりや豊かさ志向、環境への関心の高まりなどに対応する地域ニーズに即した商業活動の推進に努めます。

(4) 創業者支援

- ・地域経済の活性化に向けて、新しく事業を始める方を支援します。

(5) 商店街内の環境整備による来街性の向上

- ・徒歩や自転車で来街しやすい環境づくりの推進を図ります。
- ・高齢者や障害のある方が車椅子で来街しやすい環境づくりの推進を図ります。
- ・関係機関と連携して、はみ出し店舗や路上駐輪等の解消に努めます。
- ・商店街と周辺施設等の連携を促進し、駐車・駐輪場や休憩所、公衆トイレなどの設置を行い、来街環境の向上に努めます。

2 卸売及び流通業務の振興

- ・北大阪流通センター及びその周辺を物流と物流情報の総合センターとして施設や環境の整備を促進するとともに、消費者と生産者をつなぐ情報管理・情報提供を行うことができる交流の拠点づくりなどについて関係者と協議を進めます。

3 新たな企業活動の促進

- ・時代の変化を先取りし、生活者の視点に立った商品・サービスの開発に向けた研究部門の育成、企業間及び研究機関並びに大学との情報交換、技術交流等を関係機関と連携を図る協力的な研究開発体制づくりに支援します。
- ・初期市場（情報通信関連分野・バイオ関連産業・環境関連分野・健康福祉関連分野）の創出で豊かな生活・地域につながる新たな産業分野の立地を促進します。
- ・経済の国際化に対応した企業活動・協力が展開できるよう、関係機関と連携を図ります。

4 地域との調和ある発展

- ・景観に配慮した建物や外部空間の整備、施設の一般開放や地域との交流、教育・文化やスポーツへの企業の参加などを通じて、地域との共存を図り、調和ある発展を推進します。

(2) 観光の振興

(現況と課題)

古くから産業、文化に栄えた本市には、郡山宿本陣をはじめとする歴史的な遺跡や北部・山麓地域に点在する史跡、景勝地、文豪川端康成氏ゆかりの地としての関連施設など既存の観光資源が多くあります。これらの観光資源を積極的に活用して、茨木市の魅力を広く内外に紹介、PRしていく必要があります。また、総持寺包丁式に代表される伝統行事等を保存するとともに、関係するイベントを積極的に開催することによって誘客効果を促し、街の賑わいを図ることができます。さらに、安威川ダム completionにより、ダム湖周辺の「水と緑」の環境資源を活かしたレクリエーション拠点の形成が期待されます。

昨今の工業化から情報化への産業構造の変化の中にあって、地域を活性化させるため、観光も新たな産業として位置付け、人の交流、回遊性を図ることが重要です。

(目指すべき姿)

- ・ 観光資源の魅力が広く内外に発信され、多くの来訪者を迎え人々の交流が生まれています。
- ・ 生産波及効果で商工業が盛んになり、まちが活性化しています。

(将来計画)

1 観光資源の発掘と育成

- ・ 川端康成旧邸宅、キリシタン遺物、郡山宿本陣などの歴史遺産を誘客資源として積極的に活用します。
- ・ 忍頂寺スポーツ公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として、東海自然歩道や茨木自然歩道などの利用を図ります。
- ・ 都市と農村の交流施設「見山の郷」をグリーンツーリズムにも積極的に活用します。
- ・ 市内事業所を工場見学で訪れる人を支援し、中心市街地への集客を図ります。
- ・ 「茨木フェスティバル」など、各種イベントの開催に努めます。
- ・ それぞれの観光資源をネットワークで結び、人気のある観光コースを設定します。

2 誘客宣伝事業の強化

- ・ 本市を訪れ、楽しく滞在できるよう案内標識や説明板などの施設整備に努めます。
- ・ 観光パンフレットや観光ガイドブックを作成するほか、インターネットなど様々なメディアを通じて観光情報の発信・提供に努めます。
- ・ 本市を訪れた人をこころよく案内できるよう観光ボランティアの育成を目指します。

3 推進体制の整備

- ・ 市民主導の観光事業を推進する中心的役割を果たせるよう、観光協会などの民間活力の育成に努めます。
- ・ 市・市民・産業界が一体となって、多様な取り組みが推進できるよう、連絡・協議体制の充実に努めます。

2 地域特性を活かした農林業振興

(1) 農林業の振興

(現況と課題)

我が国の農林業を取り巻く環境は極めて厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農林業の存続そのものが危機にさらされています。

本市ではこれまで農業経営の近代化・合理化・省力化を図るため、昭和 48 年に農業振興地域の指定を受け、国・府の各種補助事業を導入し、圃場整備・農道・水路・ため池等、農業生産基盤の整備充実に努めるとともに、営農飲雑用水施設、集落道等の生活環境基盤の整備もあわせて進めてきましたが、輸入農産物の増加による農産物価格の低迷などにより、農業だけで生計を立てることは困難な状況にあります。

しかし、農林業は、単に生産活動を通じて、従事する人々の生活を支えるだけでなく、自然環境の保全や、新鮮で安全・安心な食料や美しい景観や豊かな自然との交流の機会を提供し、人々の安全でうまい生活を支える役割を持っています。

このため、今後も、各地域の農業労働力に応じた多様な担い手の育成を図りつつ、地域の自主的・積極的な取り組みを基本に、市民とも連携し、農林業の活性化と環境保全機能の維持に取り組んでいく必要があります。

また、本市においては棚田や里山の美しい景観が大きな都市魅力を形成していることから、市民参加による保全や活用を通じて、都市に開かれた農林業づくりを推進する必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 営農条件が向上し優良農地が保全され、高度利用・省力化が進んでいます。
- ・ 農村生活水準が向上し、地域住民の定住化率が向上しています。
- ・ 各地域の労働力に応じた多様な担い手の育成が進んでいます。
- ・ 都市と農村の交流活動が盛んで、地産地消⁶の農業振興が進んでいます。
- ・ 「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備が進んでいます。

(将来計画)

1 農業生産基盤の整備

- ・ 農用地の整備については、残される面整備可能地区に圃場整備を導入し、棚田などの急傾斜地区では景観に配慮した農道、用排水路等の整備を進めるとともに、農業施設の適切な維持管理を支援します。

2 農村生活環境の整備

- ・ 生活道路網や、生活排水処理の施設整備を進めます。

3 農業の振興

(1) 担い手の確保

- ・ 大阪府・農業委員会・農業協同組合との連携のもと、生産性・収益性の高い作物の奨励や栽培技術、経営知識の普及や営農指導を行い、農産物の高品質化を推進し、担い手の確保育成に努めます。

(2) 利用集積の推進

- ・ 営農活動の支援や農地の流動化と協同化を推進し、農地利用集積⁷等の効果的な事業展開を図ります。

(3) 環境保全型農業の推進

- ・ 減化学肥料や減農薬栽培の普及を目的としたエコ農産物⁸の生産や資源循環型の土づくりなどの環境保全型農業を推進します。

(4) 都市と農村の交流活動の推進

- ・ 「見山の郷」をはじめ朝市・青空市などの産地直売や都市住民を対象とした各種イベントを支援します。
- ・ 棚田の保全活動の一環として、遊休農地を活用した地元農家と市民ボランティアによる体験農業を実施し、都市住民と地元農家との交流を図り、農業に対する関心を深めます。
- ・ 憩いやレクリエーションを目的とした、都市住民が気軽に参加できる市民農園や芋掘り園等の観光農業を推進します。

4 森林整備の推進

⁶ 地域の環境と生活のあり方等を考え、地域とのつながりを強くして、地域でとれた農産物をその地域で消費すること。

⁷ 農地を集約させ効率的、安定的な農業経営を育成するために、農地の貸し借り等により、担い手農家等へ農地を集積すること。

⁸ 農薬の使用回数・化学肥料の使用量が、府内の標準的な使用回数・量の半分以上で栽培された農産物で、大阪府が認証する。

(1) 森林の多面的機能の発揮に配慮した整備

- ・市民ニーズに応える公益的機能に配慮した森林整備を府立自然公園区域の整備と連携しながら推進します。

(2) 市民参加による里山保全

- ・森林ボランティア団体を中心とした市民参加型の森づくりを推進します。

3 快適な生活・住環境の確保

(1) 都市計画の推進

(現況と課題)

都市計画区域の広域化により、府と市町村との役割が明確になり、市として責任を持ってまちづくりを進めていくことが求められています。都市間競争や地域の活力増進には、魅力あるまちづくりが必要となり、拠点的な区域については、重点的な取り組みも必要です。

特に、多種多様な都市機能を有する駅前の再整備や中心市街地の活性化、大阪都市圏の再生などにも大きな役割が期待されている彩都の建設推進など、地域の個性と魅力づくりに大きな役割を果たす事業の計画的な推進に努めていかなければなりません。

一方、都市計画の役割も、都市全体を対象にした骨格構造の確立と整備から、地域の身近な環境の保護・育成や地域特性を活かしたまちづくりに重点を置いたものとなってきており、このような都市計画行政を進める主体も、地方分権の推進により、市町村が担い、あわせて、地区計画の要請や都市計画提案制度の創出など、地域住民やまちづくりNPOと連携した取り組みが必要となってきます。このため、市民の参加と協働のまちづくりの基盤を一層充実させていく必要があります。

また、整備した都市施設についても、新たに整備することに力を注いだ時代から、施設の維持・管理と活用がより主要な課題となってきており、地域の環境形成も、「新たにつくる」、あるいは「つくりかえる」時代から修復型を基本に進めていく時代に移りつつあります。今後は、既にある都市施設や都市機能を活かすことを基本に進めていくことが必要です。

本市では、これまで、計画的な市街地形成を進めるため、組合施行を中心とする土地区画整理事業を積極的に推進してきましたが、今後も、新市街地の開発だけでなく既成市街地の再生の視点も考慮して、計画的な市街地整備について、地域住民の理解と協力を得て進めていくことが求められます。

(目指すべき姿)

- ・まちづくりが、市民の参画を得て進められています。
- ・協働のまちづくりを支える仕組みが整備されています。
- ・自律した市民によるまちづくり活動が活発に展開されています。

(将来計画)

1 広域的な都市整備と分権時代の都市計画

(1) 広域的視点からの都市計画の推進

- ・広域的な視点から都市機能の充実を進め、府、近隣自治体と連携した取り組みを更に強化します。

(2) 地域の視点からの都市計画の確立

- ・多様化するニーズや、地域の特性を活かしながら、地域のまちづくりを進めるという視点から都市計画行政を進めます。

2 環境との調和

(1) 計画的な土地利用の推進

- ・地域住民等の理解と参加による土地区画整理事業を今後も積極的に推進します。

(2) 無秩序な開発の抑制

- ・住宅・市街地の適切な開発誘導を今後も進め、開発にあたっては、緑空間の確保や配置に留意した指導に努めます。

(3) 環境負荷の低減を考慮した都市づくり

- ・既存の機能を活かし、連携した機能を配置するなど、効率的な都市機能の維持・増進に努めます。

3 地域特性を活かした個性と魅力あるまちづくり

(1) まちづくりルール作成促進

- ・関係住民の主体的な取り組みを基本に、目指すべき市街地像の確立と、それを実現するための制度として、地区計画を活用したまちづくりを進めます。

(2) メリハリのあるまちづくりの推進

- ・住宅地、商業・業務地、工業・流通業務地が、相互に連携し、総合的な機能を有するまちづくりを進めます。そのために、それぞれの機能が十分発揮できる環境を整え、複合的な市街地の形成なども考慮して、市街地の魅力の向上に努めます。

4 参加と協働のまちづくりの推進

(1) 計画策定段階からの参加システムの確立

- ・都市建設や維持にかかわるすべての主体が、まちづくりに責任を持ち、共通の目標のもと、まちづくりの当事者としての責任を分かち合い、それぞれの役割を実行できる環境を整えます。

(2) まちづくり活動への支援

- ・住民主体のまちづくりへの支援を更に充実させます。

(3) 都市計画制度の活用

- ・市民やNPOが主体的に都市計画に参加できる都市計画提案制度の適切な運用に努めます。

(4) 民間活動との協調

- ・公共施設の整備が、当該施設の整備だけにとどまらず、周辺地域のまちづくりと一体となり、良好な地域環境の整備につなげていきます。

5 時代の変化に対応したまちづくり

(1) 計画性と柔軟性を持ったまちづくり

- ・まちづくりを進めるために、必要な制度をうまく運用していくとの考え方のもと、必要な知識を持ち、柔軟な発想によるまちづくりを展開します。

(2) 新しいまちづくり

(現況と課題)

彩都（国際文化公園都市）は、茨木市北部から箕面市東部にかけての丘陵地に位置し、西部、中部、東部地区の3つの地区からなり、平成16年春、西部地区（一部24ha）でまちびらきを迎えました。周辺は竜王山等豊かな緑に恵まれ、名神高速道路等の道路網、JRや阪急など鉄

道網が集中する交通至便な国土軸上にあり、彩都東部地区の北部では、第二名神自動車道が計画されています。また、万博公園内の国立民族学博物館、大阪大学医学部附属病院や国立循環器病センターの医療施設など、文化・学術・研究分野の都市機能が集積しています。

このような特性を活かし、彩都は自然と都市が調和する快適で良好な都市環境を創造し、開発面積約 742.6 ha（うち茨木市域 579.1 ha）、人口 50,000 人（うち茨木市域 39,000 人）の複合機能都市の形成を目指しています。

現在、彩都への主要な交通手段としては、国道 171 号から北上する彩都中央線（都市計画道路茨木箕面丘陵線）が建設されており、すでに、まちびらきエリアへの道路（側道部）が供用されています。また、大阪モノレール彩都線が、阪大病院前駅から彩都西部地区内にかけて建設工事が進められています。まちびらきエリアでは、「彩都西小学校」が開校し、生命科学の国際拠点を目指すライフサイエンスパークでは、中核施設となる医薬基盤研究施設がオープンし、続いて、ベンチャー企業を育成するための彩都バイオインキュベータ施設もオープンしました。

住宅地については、住宅や宅地の供給が、民間事業者や都市再生機構などで進められています。

まちびらき後については、交通アクセス等、公共公益施設の整備を進め、住宅建設を促進するとともに、ライフサイエンス研究の新しい研究開発拠点である彩都西部地区のライフサイエンスパークへの企業誘致や国際的な文化・学術研究の新しい交流拠点である中部地区カルチャーパークのシンボルゾーンとしての形成が求められています。

（目指すべき姿）

- ・ 彩都のまちづくりが、市民の参画を得ながら、計画的に進められています。
- ・ 良好なコミュニティに支えられた自律した市民によるまちづくり活動が広がっています。
- ・ 自然と人が共生する都市環境を備えた彩都のまちびらきにより市としての魅力が高まっています。
- ・ 彩都の新市街地と周辺地域のインフラ整備が進み、既成・周辺地域の市街地とが一体となってまちづくりが進んでいます。
- ・ 彩都西部地区ライフサイエンスパークでライフサイエンスの国際拠点が形成されています。
- ・ 彩都中部地区カルチャーパークで国際的な文化・学術研究の新しい交流拠点が形成されています。

（将来計画）

1 彩都の快適で良好な都市環境の形成

（1）都市軸の形成

- ・ 彩都の骨格となる茨木箕面丘陵線とモノレールが彩都の交通網の主軸を形成し、西部・中部・東部の3地区を結びます。

（2）緑地軸の形成及び公園・緑地の整備

- ・ 彩都の西部・中部・東部の各中央部を「緑の軸」が貫き、この軸に沿って公園・緑地を配置します。河川も親水性の高い空間として水辺環境の再生により、自然と人との共生を図ります。

（3）アメニティ軸の形成

- ・ 西部・東部の2地区に西センター、東センターと連続し、業務やサービス、文化施設などが配置されたメインストリートを連ね、賑わいにあふれた空間を創出します。

2 彩都のまちづくりの方向

- ・必要性の高い公益施設の整備を進め、住宅建設を促進します。また、その波及効果を活用した周辺地域の整備や、既成地域との連携と適切な役割分担を図ることにより、市域全体に活力を与え、市域の調和ある発展を目指します。

3 大阪モノレール彩都線の延伸

- ・平成 19 年春に西部地区の西センター駅（仮称）まで開業し、その後西センター駅（仮称）から、中部地区、東部地区への延伸の促進に努めます。

4 西部地区ライフサイエンスパークの形成

- ・彩都西部地区ライフサイエンスパークにおいて、医薬基盤研究所施設及び彩都バイオインキュベータ施設を核とし、企業立地支援制度を活用してベンチャー企業等の誘致を積極的に展開します。

5 中部地区カルチャーパークの形成

- ・中部地区のカルチャーパークを「国際的な文化・学術研究の新しい交流拠点」として位置付け、学識経験者等により事業コンセプトをまとめ、「情報文化産業」「教育研修産業」を中心に具体化を進めます。

(3) 道路・交通体系の確立

(現況と課題)

道路は人と人、人と物を結びつける根幹的な施設であり、都市内の主要な拠点を結ぶとともに、円滑な交通の流れを確保するために、道路ネットワークの充実が必要です。また、道路の利用に際しては、移動空間としての安全性、快適性の確保が必要となります。整備に当たっては、特にすべての人が安心して移動できる環境を整えとともに、都市景観や緑の空間形成などの環境形成機能も考慮していくことが必要です。また、避難地への連絡、避難路、復旧路、さらには延焼遮断帯としての機能が期待され安全なまちづくりの実現に向け、一層の整備推進が必要です。

本市では、公共交通網の整備として、彩都への主要な交通を担う大阪モノレール（彩都線）が、平成 19 年の西センター駅（仮称）までの開業を目指し、事業が進められているところです。また、国道 171 号の清水交差点から北上する彩都中央線（都市計画道路茨木箕面丘陵線）が建設されており、すでに、まちびらきエリアへの道路（側道部）が供用されています。また彩都東部地区の北部では、第二名神自動車道が計画されていますが、道路の持つ交通処理機能と、沿道等の土地利用を促進するとともに、景観形成などまちの魅力と活力向上に果たす機能を重視していくことが求められています。このため、道路空間の有効利用や歩行者、自転車の利用を考慮した整備が重要になってきます。

(目指すべき姿)

- ・自動車の利用と、人、自転車等の徐行交通との利用が区分され、双方に利用しやすい交通環境が整っています。
- ・都市計画道路茨木松ヶ本線の早期整備により市街地中心部の東西交通の混雑が解消されています。

(将来計画)

1 広域交通網の整備による連携・交流

(1) 国土幹線との連携

- ・第二名神自動車道建設事業の促進に努めます。

(2) 広域的施設のネットワーク

- ・研究開発機能（施設）のネットワークをつなぎ、彩都へのアクセスとなるモノレールや幹線道路の整備を推進して、顔の見える交流を実現させます。

2 市域交通網の整備

(1) 市内幹線道路網の整備

- ・市街地中心部の茨木松ヶ本線、西中条奈良線、畑田太中線、阪急茨木駅島線並びに総持寺太田線、阪急南茨木駅平田線の整備を推進します。
- ・幹線道路の整備にあたって、歩車道の分離、街路の緑化、交通安全施設の設置などを進めるとともに、沿道環境の保全や福祉のまちづくりに十分配慮します。
- ・幹線道路相互を結ぶ補助幹線道路については、地域のネットワークと交通処理に資する道路及び地域の生活に密着した道路として、安全・便利・快適で福祉にも配慮した整備に努めます。
- ・環境負荷の小さな都市構造のための都市計画道路として環状道路を形成し、円滑で機能的な交通処理を実現します。

(2) 歩いて暮らせるまちづくり・自転車利用を重視したまちづくり

- ・人優先を配慮した市街地内交通へ、幅員構成の見直しや流れのコントロールによる歩行者空間の創出やゆとり環境の創造を図ります。
- ・環境にやさしい身近な交通手段として自転車の利用促進を図ります。
- ・歩行者専用道路や歩行者を優先したコミュニティ道路、自転車道、ショッピングモールなどの整備を進め、都市施設を結ぶ歩行者空間ネットワークの形成を図ります。
- ・既存の生活道路における機能に応じた拡幅、交差点の改良、歩車道の分離等の安全対策や緑化、歩行者自転車通行を考慮した歩道等の整備を推進します。
- ・すべての人が安心して利用できるよう、福祉に配慮した整備・改善に努めます。

(3) バス路線網等の整備

- ・道路運送法の改正により、平成 14 年 2 月から需給調整規制が廃止されましたが、道路整備にあわせて空白地域への路線バス網の再編整備に努めます。
- ・JR 東海道本線及び阪急京都線各駅前におけるバスターミナルの充実に努めます。
- ・バスを補完する交通手段としてのタクシーのサービスを関係機関と連携して展開します。

(4) 駐車場・駐輪場の整備

- ・駅周辺等における公共駐車場の整備充実に努め、あわせて商店街等における民間駐車場の整備を促進するとともに、徒歩圏における自転車利用の抑制に努めます。

3 交通結節点及び周辺の整備

(1) 駅前の整備

- ・多くの人々が利用し、多様な機能が集中する駅周辺を、「地域の顔」「生活の中心的存在」と位置付け、「賑わい、美化、交通利便」の向上を図り、地域の活性化とイメージの向上につなげます。

(2) 総持寺駅付近の整備

- ・鉄道により分断された総持寺駅周辺について、鉄道高架化に関する協議を継続して進め、総合的なまちづくりの実現に取り組みます。

4 交通政策の確立

- ・利用者にとっての選択性ある安全・便利・快適で環境面や福祉面にも配慮した交通体系の実現を目指して、計画的・体系的な交通政策の確立を図ります。
- ・公共交通の利用促進と市域内のバリアフリー対策に努めます。

(4) 生活・住環境の整備

(現況と課題)

住宅は生活の拠点であり、家庭教育の場、家族の団らん・安息の場として、コミュニティを形成する場所でもあります。そのため、良好な住宅をはじめライフスタイルに対応した豊かで暮らしやすく、社会環境への変動に対応できる快適な住環境の整備が求められています。

本市では、高度経済成長期に、住宅・宅地需要に対応するため、量の確保と提供を主たる目的として住宅・市街地が急速に拡大しました。これにあわせて、道路等の基盤整備の推進と計画的な市街地形成に取り組むとともに、民間住宅の秩序ある土地利用等の誘導や、大阪府等と連携した府営住宅や公団住宅等の建替、改善や高齢者世帯等の家賃助成事業、高齢者円滑入居登録住宅に係るバリアフリーのための整備費の支援により、高齢者をはじめだれもが住みやすい公営住宅の整備を推進し、良質な住宅ストックの形成に努めてきました。

これにより、本市では、住宅総数が総世帯数を上回り1住戸当たりの平均床面積も向上し、最低居住水準未満の住宅の割合は大阪府の平均を下回り、数量及び居住水準ともおおよそ充足しています。

しかし、社会の成熟化に伴い、今後は住宅の質の高さが求められるとともに、高齢者をはじめ多様なニーズに対応できる魅力ある住環境の整備に努める必要があります。また、核家族化、高齢化、少子化の進行により1戸当たりの住居者数は2.72人(平成5年度 2.98人)と減少しつつあり、このような動向に対応した住環境整備も求められています。

さらに、既成市街地の環境整備としては、防災安全性の向上を地域住民とともに進め、都市計画道路並びに区画道路網整備に努め基盤施設の整備を推進していくことが必要となっています。

(目指すべき姿)

- ・ 公的住宅における高齢者・障害者向けにバリアフリー化された住宅の割合が向上しています。
- ・ 住宅ストックの有効活用が促進されています。
- ・ 地球環境と共生する建築物が増加しています。
- ・ 住宅に関する情報が拡充されています。
- ・ 地域の住環境を守り育てるためのルール（地区計画、建築協定など）を定める地区が増えています。
- ・ 細街路整備事業の推進を図り、良好な居住環境が創出されています。

(将来計画)

1 魅力ある居住環境の整備

(1) 公的住宅の整備・充実

- ・ 老朽化した公的住宅を計画的に建替・改善等の整備が行われるよう大阪府、大阪府住宅供給公社、都市再生機構との連携を図り整備・充実に努めます。
- ・ 市営住宅（旧地域改善向住宅）は良好なストック形成を図るとともに適切な維持管理に努めます。また、グループホームの活用等、高齢者や障害者の在宅を可能にする住まいづく

りに努めます。

(2) 民間住宅の整備・充実

- ・老朽マンションの建替の促進や民間住宅の良好な住宅ストックの形成を目指し、細街路網計画により基盤の整った区画道路網整備を図り良質な住宅の供給促進に努めます。
- ・細街路整備事業に基づき生活道路の整備等、総合的な住環境整備を図り、民間と行政の協働で快適性、防災安全性の向上を図り、災害に強い住まいづくりに努めます。
- ・地域の特性に見合った良好な民間住宅のストックの形成に努め、大阪府等によるバリアフリー化等への支援制度の活用を促進します。また福祉のまちづくり指導要綱等に基づきバリアフリーに配慮した啓発・誘導に努めます。
- ・中堅所得者層の住宅ニーズに対応した、民間活力による高齢者向け特定優良賃貸住宅の供給の促進に努めます。
- ・市民の合意と相互協力による地区計画、建築協定、総合設計制度の活用を促進します。
- ・中高層建築物を建築する際には、建築紛争の未然防止や建築防災の強化、違反建築の防止等、景観に配慮した建築指導の充実に努めます。

(3) 多様な住宅ニーズへの対応

- ・大阪府、大阪府住宅供給公社、都市再生機構と連携して、高齢者向け優良賃貸住宅やシルバーハウジング、コレクティブハウジング等の供給の促進に努めるとともに、ユニバーサルデザインを採用した住宅の普及を促進します。
- ・省資源・省エネルギー等に配慮した環境共生住宅の啓発・普及に努めます。
- ・今後、分譲マンションの大規模改修や建替の増加に伴う住まいづくりに対する相談機能の充実を図ります。
- ・魅力ある居住環境整備の推進のため、将来的な住宅施策の方向等を示す計画の策定を目指します。

(4) 住まいに関する情報提供

- ・公的住宅やマンション等の住まいに関する情報提供に努めます。
- ・賃貸住宅の登録・閲覧制度の推進を図り、登録住宅を対象とした滞納家賃補償制度、借家人本人一代限りの借家契約である終身建物賃貸借制度の啓発・普及に努めます。
- ・シックハウス対策に配慮した住宅の啓発・普及に努めます。

(5) ルールの活用

- ・地域の特性を活かし、地区計画制度を今後とも活用します。

2 住環境を守り育てる基盤（人）づくり

(1) 自律した市民のまちづくり意識の向上

- ・住環境づくりにかかわる地域住民や事業所など、様々な主体の意識の啓発に努め、まちを愛する意識を育てます。

(2) まちづくり支援の充実

- ・地域住民等による住環境の保護、育成などの自律的な取り組みに対し、必要な支援を行い、活動の促進を図ります。

(5) 都市の美化と環境衛生の推進

(現況と課題)

道路・河川等の公共の場所が、たばこや空き缶等のポイ捨て、屋外広告物の不法設置などで汚され、まちの美観が損なわれていることが社会問題となっています。また、家電リサイクル

法の施行に伴い、対象家電製品の不法投棄が増加傾向にあります。

本市では、市民や企業参加による美化一斉清掃、不法屋外広告物の除去や環境美化啓発キャンペーンを実施し、空き地の適正管理を図るための指導・助言及び不法投棄の防止を図っていますが、これらの取り組みを推進し、清潔で秩序あるまちづくりを進めていく必要があります。

また、生活様式や住宅事情の変化により、セレモニーホールでの葬儀が増加する中、本市では、近代的で衛生的な機能を備えた施設の整備・充実に努めてきましたが、今後は、火葬件数の増加が予想されることから、火葬場の充実に努める必要があります。

さらに、近年、都市化の進展や核家族化、さらには少子高齢化への流れを背景として、犬や猫などのペット動物は、生涯のパートナーや家族の一員と考えられ、人々の心のよりどころとなっていますが、一部の飼い主のモラル低下から、捨て犬・捨て猫や夜の鳴き声、糞害など、ペットに関する苦情やトラブルが多く発生しています。また、昭和 32 年以降、わが国では発生していない狂犬病が国外では発生しており、国内への侵入が危惧されているところです。今後、飼い主としての責任の自覚と、ルールやマナーの遵守が求められています。

(目指すべき姿)

- ・ 不法投棄物やごみのポイ捨て等のないまちの美観が保たれています。
- ・ 斎場施設の充実が図られています。
- ・ 飼い主のモラルが高揚しています。
- ・ 飼犬登録数が今より向上しています。

(将来計画)

1 環境美化等の推進

- ・ 環境美化活動を市民・企業全体に広げるとともに、不法屋外広告物の除去や監視体制を強化するなど、不法投棄対策を更に推進します。

2 美化意識の向上

- ・ 快適な生活環境を維持していくためには、市民一人ひとりの環境美化意識を高めることが大切なことから、関係諸団体と連携を図り、有効な啓発をより一層推進します。

3 斎場（告別式場・火葬場）の充実

- ・ 告別式場や火葬場といった施設の充実を進めます。

4 人と動物が共生する社会づくり

- ・ 飼い主の義務と責任について啓発に努めます。
- ・ 関係機関・団体と連携を図り、人と動物が共生できる社会づくりに努めます。
- ・ 狂犬病予防注射や飼犬登録の促進に努めます。

第5章 個性輝く「文化創造都市」の実現

1 生涯を通じた生きがい活動の推進

(1) 生涯学習の推進

(現況と課題)

少子高齢化・国際化・情報化などの進展を背景にして、価値観の多様化も一段と進み、また、余暇の活用意識が高まる中で、人生のどの時期においても、より豊かな人間性を求めて「自ら学ぶ」喜びを得ることができる、生涯学習社会の実現が求められています。

本市では、人権啓発、乳幼児学級、市民セミナー、各団体の指導者研修などの各種講座を幅広い年齢層を対象に開催するとともに、平成16年に開館した生涯学習センターにおいて、学術・創作・語学等の様々な講座を開設するなど学習機会の創出を図り、さらに、様々な学習情報の提供、学習相談体制の充実、各公民館との連携を通じた全市的な生涯学習の展開を図っています。また、本市の図書館は、総資料点数約133万点、一年間における総貸出点数390万点、市民1人当たりの貸出点数約15点と、大阪府内（大阪市を除く）では、第1位の貸出冊数となっており、全国の20万人から30万人の都市の中でもトップクラスの数値を誇っていますが、今後、それらの活動をより充実し、発展させて、市民の生涯学習の成果をまちづくりに生かし、より豊かな文化あふれる都市の創造につなげていくことが必要です。

(目指すべき姿)

- ・ 生涯学習センターで生涯学習に取り組む人が増えています。
- ・ 生涯学習ボランティアの活動の場が広がっています。
- ・ 生涯学習情報の活用により生涯学習の輪が広がっています。
- ・ 図書館サービス網の整備や各種図書館サービスの充実が図られています。
- ・ 図書館資料の検索や予約等が在宅でも利用できる環境が整っています。
- ・ 大学をはじめ各種学校、関係機関と図書館が資料・情報のネットワーク化されています。

(将来計画)

1 生涯学習機会の充実

(1) 生涯学習センター講座の充実

- ・ 常に講座受講生の意見や市民の学習ニーズを把握しながら、生涯学習センター講座の充実に努めます。また、講座運営について、講座卒業生・グループをはじめとするボランティアの積極的な活用を図ります。

(2) 生涯学習センターを核とした、生涯学習の全市的な広がりへの推進

- ・ 公民館講座、市民ボランティア等による講座、近隣大学における生涯学習講座との連携を図り、多様な生涯学習機会の提供に努めます。

2 生涯学習情報提供の充実

(1) 情報提供の推進

- ・ インターネット・オーパス・市広報誌・生涯学習情報誌等を通じて、市民の学習要望やニーズに沿った様々な生涯学習情報の提供に努めます。

(2) 生涯学習センターを核とする情報ネットワークの構築

- ・ 生涯学習センターのホームページをはじめとして、市民に多様な情報を提供できるよう公

共施設、近隣大学、近隣各市とのより一層緊密な情報ネットワークの構築に努めます。

3 生涯学習相談の充実

- ・生涯学習の機会を求める市民に対して、様々な生涯学習情報の提供に努めるとともに、適切な助言を行うなど、相談機能の充実に努めます。

4 自主的な生涯学習の場の提供

- ・生涯学習センターの各室の貸し出し利用を中心として、市民の様々な学習ニーズに対応できる生涯学習の場の提供に努めます。

5 成人教育の充実

(1) 学習講座の充実

- ・人権啓発、乳幼児学級、市民セミナーなど、時宜に合ったテーマの各講座・学級の充実に努めます。

(2) 団体活動の推進

- ・社会教育に取り組む各種団体の活動の推進に努めます。

6 公民館活動の推進

- ・生涯学習センターを中心とした各公民館活動のネットワークを活用し、市民の学習活動の充実を図るとともに、公民館グループの活動情報の提供を進め、公民館活動の推進に努めます。

7 図書館分館の整備

- ・中央図書館を中心として分館の整備を進めます。

8 電子図書館サービスの一層の充実

- ・CD-ROM、DVDなどのデジタル資料を収集するとともに、地域資料をデジタル化し、提供します。また、インターネット情報の提供を推進し、電子図書館としての機能を充実させます。

9 障害者への図書館サービスの充実

- ・資料の郵送・宅配サービスを実施します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

(現況と課題)

スポーツは、明るく豊かで活力ある生活づくりや心身の健全な発達に必要不可欠であり、生涯にわたってスポーツに親しむことは、青少年の健全育成や地域の活力醸成、心身両面の健康の保持増進を促すなど極めて大きな意義を持っています。

本市では、これまでに整備した体育館、運動広場、プール等に加え、平成14年度にコミュニティセンターを併設した東市民体育館を建設するとともに、平成15年度には、北部丘陵地に民間企業が所有していたグラウンド、庭球場等のスポーツ施設を取得するなど、日常生活にとって身近なスポーツ施設の整備を図ってきました。また、スポーツ団体等との連携を図りながら、各種競技大会やスポーツ教室といった事業を実施し、幅広い年齢層にスポーツ実施機会を提供してきました。さらに、競技種目別指導者や生涯スポーツ指導者の育成を図り、地域スポーツの振興に努めています。今後、少子高齢化の進展、都市化、生活の利便化等による体力・運動能力の低下、仕事中心から生活重視などの意識や価値観が変化する中で、スポーツの重要性はますます高まっていくものと考えられるため、さらに、いつでも、だれでも、気軽に各自の興味・関心、年齢、体力・技能等に応じて継続的にスポーツに親しむことができる環境の創出に努めていく必要があります。

(目指すべき姿)

- ・生涯スポーツが普及しています。
- ・総合型地域スポーツクラブが設立されています。
- ・各種スポーツ団体が自立した活動をしています。
- ・地域ごとのスポーツ施設が整備されています。

(将来計画)

1 生涯スポーツの振興

- ・ニュースポーツ等の普及と北摂地域での広域的な活動情報の提供に努めます。
- ・それぞれのライフステージにおいてスポーツ活動に親しむことができる生涯スポーツ社会づくりに努めます。
- ・幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室、講習会を開催し、スポーツ人口の拡大に努めます。
- ・地域関係者らが主体的に取り組むスポーツ活動への支援と適切な助成に努めます。
- ・関係団体との連携を図りながら、障害者スポーツの普及に努めます。

2 団体・指導者の育成

- ・地域住民が自主的に運営する多種目、多世代型の総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。
- ・地域スポーツ活動等の指導に対応できる指導者の育成と資質向上に努め、少年スポーツ指導者や種目別指導者の養成を図り、地域スポーツクラブ等での指導機会の拡充に努めます。
- ・体育協会等のスポーツ団体の組織の充実に向けた支援を行い、自立した組織活動に向けた指導に努めます。

3 施設の整備と管理運営

- ・地域体育館をはじめ、引き続き地域に機能するスポーツ施設の整備に努めます。
- ・総合型地域スポーツクラブの組織化を効果的に進めるための施設の充実と効果的な管理運営の促進に努めます。
- ・オーパス・スポーツ施設情報システムの充実を図り、施設の利用促進に努めます。

(3) 文化の継承と振興

(現況と課題)

京都、奈良、大阪に近い本市は、歴史的に早くから開け、東奈良遺跡をはじめ、郡山宿本陣、キリシタン遺物等、数多くの文化財が分布しています。これらの文化財は、郷土の歴史と文化を理解する上で大切であるとの観点から、国、府と連携して保護に努めています。

しかし、東奈良遺跡をはじめ発掘調査による膨大な量の出土品や貴重な歴史資料の保管については、公共施設を利用した保管体制が限界に達しており、新たな収蔵施設の確保が急務となっています。あわせて、散逸の危険性がある歴史資料は、市史編さん事業完了後も地道な収集活動を継続し、整理保存と収蔵施設等による公開が望まれます。

今後は、文化財資料館を中心として、文化財に対する保護思想の普及に努めるとともに、郡山宿本陣をはじめとする貴重な文化財をまちづくりに活用するという視点も必要となります。

次に、文化は、個人の価値観に基づく自由で創造的なものであり、人々の心を豊かにする営

みです。文化の振興は、街を活性化させ、コミュニティを育み、まちづくりの観点からも重要です。そこで、本市では、芸術・文化団体の協力による各種文化活動の展開、文化振興財団を中心とした舞台芸術の提供、ギャラリーの運営や教育月間など発表する場の提供を通じて市民文化の振興に取り組んでいます。しかし、各文化団体の中には、会員の高齢化が進んだ団体もあり、若い世代の会員を増やす必要があります。中でも、伝統文化を継承する団体については、若い世代が活動に参加しやすいような環境整備が必要です。

文化を振興するためには、鑑賞や発表機会のための様々な施設や設備などを整備する必要があります。文化事業推進の核となる新たな施設の整備が求められています。

(目指すべき姿)

- ・ 文化財が保護されています。
- ・ 文化施設等の利用者数が増えています。
- ・ 文化活動に参加する人が増え、年齢層も広がっています。

(将来計画)

1 文化財の保護

(1) 文化財の保存・修理

- ・ 歴史的に由緒ある遺跡、郡山宿本陣等の史跡の整備、指定文化財の保存・修理に努め、公開するなどして市民生活の中で広く活用を図ります。

(2) 埋蔵文化財の保護と顕彰

- ・ 事務処理の適正化、開発事業に伴う埋蔵文化財保護のための指導・調整を適切に行うため発掘調査体制の整備・充実を図るとともに、年々増え続ける貴重な埋蔵文化財の保管のための収蔵施設の充実を目指します。

(3) 文化財資料館等の活用

- ・ 文化財資料館やキリシタン遺物史料館を中心として、市内に残る古文書等歴史資料、文化財資料の収集・保管・研究調査を行うとともに、企画展や講座の開催に努め、市民の歴史・文化財学習の中核施設としての活用を図ります。また、学術関係機関等と連携を図りながら、遺跡、絵画・彫刻・工芸品・建造物や街並み等の調査・研究とその保存保護、活用方法の検討に努めます。

(4) 文化財の活用による保護思想の普及

- ・ 講座・講習会、見学会の開催、さらには資料の展示・公開の充実を図るとともに、文化財ボランティア解説員の協力のもとに、よりきめ細かい活動を行うことにより、市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護思想の普及を図ります。

2 文化活動の活性化

(1) 文化行政推進体制の見直し

- ・ 市民、文化団体、文化グループ等が、より主体的・積極的に継続的な事業展開が行えるよう、市・文化振興財団・市民それぞれの役割を含め、見直しを図ります。

(2) 芸術・文化事業の鑑賞・発表機会の充実

- ・ 市民が優れた芸術・文化に接し、より主体的な創造がなされるよう、鑑賞機会の充実を図るとともに、その成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 幅広い分野にわたる芸術・文化活動の支援

- ・ 既存の芸術・文化団体だけではなく、幅広く芸術・文化団体の発掘・育成を行い、あらゆる

る分野の文化が振興するように努めます。

(4) あらゆる世代が参加できる芸術・文化活動の展開

・学校や地域との連携を図りながら、芸術・文化活動に幅広い世代が参加できるよう努めます。

(5) 生涯学習との連携強化

・生涯学習センターを利用した活動、講座や自主グループとの連携や協力を通じて、市民の文化活動の活性化を図ります。

3 伝統文化の保存と継承

(1) 伝統文化に触れる機会の確保

・国・府と連携のもと、小・中学生をはじめ様々な世代の市民に、郷土芸能、民謡、踊り等、伝統文化に触れる機会を設け、市民に伝統文化の良さを伝えます。

4 施設の整備・充実

(1) 芸術・文化活動の核となる施設の検討

・より質の高い文化事業を開催し、活動団体の相互交流の核となる施設の整備について検討します。

2 豊かな心を育む教育の推進

(1) 学校教育の充実

(現況と課題)

学校教育においては、学校・家庭・地域が協働して児童・生徒に自ら学ぶ力、豊かな心、健康な体力づくり等の「生きる力」を育むことが求められています。

小・中学校では、地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、調和のとれた人間の育成を目指した教育課程の編成に努めています。さらに、各学校では体験的学習や少人数指導を取り入れた指導方法の工夫や改善を行い、地域の方々による学校支援などの開かれた学校づくりに向けて特色ある取り組みを行っていますが、現代社会における環境や福祉の重要性の増加に対応して、学校教育でも環境保全等にかかわる環境教育や福祉活動に積極的にかかわるボランティア教育の推進に取り組むことが課題となっています。教職員の評価・育成システムの実施により、教職員の意欲・資質・指導力の向上、教育活動等の充実及び学校教育の活性化を図り、児童生徒の理解や学習指導方法の改善を一層進めていくことも求められています。

また、平成 15 年 3 月、文部科学省から養護教育を特別支援教育に転換を図ることが示され、本市では平成 15 年度現在、小学校 30 校（45 学級）、中学校 12 校（16 学級）に養護学級を設置し、さらに、言語指導を行う通級指導教室を 4 教室設置していますが、今後、養護教育は特別な場で行う教育から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が課題となっています。

さらに、社会や家庭の価値観が変化する中で、子どもたちの健やかな成長を支援するため、生活指導上の問題や不登校などについて、関係機関と連携した多様な取り組みが求められています。

本市の教育研究所においては、専門家による教育相談や巡回相談、家庭に引きこもりがちな児童生徒への訪問指導、ふれあいルームの運営を行い、また、児童・生徒一人ひとりの理解や

学習方法の改善について、管理職並びに一般教職員に対する各種研修会を実施し、教職員の資質・指導力のより一層の向上を図るとともに、教育課題の調査・研究や教材開発に努め、その成果を冊子やインターネット・イントラネット（茨木市教育情報ネットワーク）で提供していますが、子どもの成長を家庭・学校・地域とともに支援する地域の教育機関として、さらに教育研究所機能の整備を図り、事業や設備の充実に努める必要があります。

（目指すべき姿）

- ・ 児童・生徒に「生きる力」を育む取り組みが進み、基礎的・基本的な内容の定着を踏まえた、個性を生かす教育が行われています。
- ・ 児童・生徒が豊かな人間性を培い、楽しく生き生きとした学校生活を送っています。
- ・ LD、ADHD、高機能自閉症等の軽度発達障害も含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育が確立しています。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークを用いた学習活動の展開や、積極的な情報の発信などがなされ、主体的に情報を活用する能力が育成されています。
- ・ 保護者や子どもたちの多様なニーズに対応する教育相談が実施されています。

（将来計画）

1 義務教育の充実

- ・ 少人数指導や課題別学習など指導方法の工夫改善、教職員の指導力の向上に努めます。
- ・ 情報機器の充実を図るとともに、デジタルコンテンツを活用した学習指導のために教職員研修の充実に努めます。
- ・ 家庭や地域社会と連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動など豊かな体験を通して豊かな人間性や社会性を育む教育の推進に努めます。
- ・ いじめ・不登校等の児童・生徒に対する教育相談の充実や関係諸機関との連携を図るとともに、専門的知識に裏付けされた教職員の実践的な指導力の向上に努めます。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて体力の向上及び心身の健康の保持増進を図るとともに、日常生活において適切な体育・健康に関する活動を自主的に実践できるよう家庭・地域と連携して指導の推進に努めます。

2 特別支援教育の充実

- ・ 多様な障害のある児童・生徒が通常学級に在籍することから、教職員の障害に対する理解を深める研修の充実に努めます。
- ・ 学校が組織的に取り組む校内体制と実態把握や指導についての助言を行う専門家の支援体制の整備に努めます。
- ・ 児童・生徒の指導を行う教員や保護者と関係機関との連絡調整役となる「特別支援教育コーディネーター」を校内に置き、その指導力向上を図るための研修に努めます。
- ・ 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育上の指導や支援を内容とする「個別的教育支援計画」を策定・実施・評価して、教育的支援を効果的・効率的に行うよう努めます。

3 教育研究所の機能の充実

（1）教職員研修・研究センターとしての機能の充実

- ・ 教科等の学習指導、道徳教育、学級経営や生徒指導、人権教育、情報教育、特別支援教育等の各研修会を実施します。
- ・ 学校現場における今日的な教育課題や市民の意向等の把握に努めながら、各分野に所員会、

委員会を設置し、調査・研究、教材開発を推進します。

(2) 教育情報センターとしての機能・施設の充実

- ・市立小・中学校と教育研究所を結ぶ教育情報ネットワークの充実に努めます。
- ・各学校の特色あるカリキュラム編成の支援に向けて様々な教育情報、学習用デジタル教材、学習関連資料を集積し、検索システムの充実に努めます。

(3) 教育相談センターとしての機能・施設の充実

- ・保護者・子どもの不安を解消し多様な相談ニーズに対応できるよう教育相談の充実に努めます。
- ・教職員が抱えている指導上の悩みや子どもへの関わり方の指導・援助を充実します。
- ・不登校児童・生徒への支援のため、専門家によるカウンセリング、ふれあいルーム（適応指導教室）、訪問指導など様々なサポート体制を充実し、関係機関、学校との連携を推進します。

4 学校の安全対策

(1) 耐震化の推進

- ・学習の場、生活の場、そして地域住民の災害時の避難所でもある学校の耐震化工事を積極的に推進します。

(2) 不審者対策

- ・平成 13 年 8 月に幼稚園・小学校の教室等に緊急通報装置を設置しましたが、今後、校門等での効果的な不審者対策を実施します。

5 学校施設の整備・充実

(1) 学習活動の多様化

- ・余裕教室の転用や情報化に対応できる施設整備に努めます。

(2) バリアフリー化

- ・福祉のまちづくり指導要綱に基づき、学校運営の状況を見極めながら、垂直移動が簡単なエレベータの設置を適切に行います。

6 環境問題対策

(1) 啓発施設の設置

- ・新エネルギーや省エネルギー機器等の導入をはじめ、緑化などによる環境整備に取り組みます。

(2) 廃材のリサイクル等

- ・改修工事等に当たり健康被害が出ないよう使用建材を十分吟味するとともに、将来にわたりリサイクルできる資材や分別収集がしやすい商品を使用します。

7 開かれた学校

- ・学校施設の地域への開放を今後とも積極的に推進し、これら施設の利用者には学校と連携しながら、学校施設の維持管理の協力者として位置付けていきます。

(2) 幼児教育の充実

(現況と課題)

核家族化や少子化の進行による社会環境の変化に伴い、人間関係が希薄化し、家庭や地域における教育力の低下が指摘されている中で、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期の教育は、極めて重要になってきています。幼児の心身の健全な発達を助長するため、幼児期にふさわしい環境のもとで集団生活を送り、主体的な活動を展開する経験は、幼児の発達にとってこ

れまで以上に大きな意義を持つようになっており、幼稚園の役割がますます重要視されています。

本市では、「幼稚園教育要領」にも示されているように、主体的・能動的な活動を大切にした教育が、幼児期の発達の特性に即するという考えのもとに、教育課程を編成・実施しています。また、幼児教育に果たす私立幼稚園の役割も大きいことから、公私立幼稚園間の協調、及び保護者負担の格差是正に努めていますが、今後は、女性の社会進出の増加など社会情勢の変化に伴う子育てに対する多様なニーズに対応するため、幼稚園運営の弾力化を図るとともに、幼児一人ひとりの発達に応じた主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活及び学習の基盤を培うという基本に立って、教育活動・教育環境の充実を図っていくことが必要です。

（目指すべき姿）

- ・ 幼児期からの「心の教育」や幼児期における教育活動・教育環境が充実しています。
- ・ 幼稚園を中核に、家庭や地域社会、保育所と連携した就学前教育が行われています。
- ・ 地域や保護者のニーズに対応し、地域に開かれた幼稚園として機能しています。

（将来計画）

1 教育内容の充実

- ・ 時代の変化に応じた適切な教育課程の編成に努めます。
- ・ 幼児教育の重要性を踏まえ、教職員の資質や能力の向上に努めます。
- ・ 地域の実情や保護者の要請を踏まえ、幼稚園運営の弾力化を図ります。
- ・ 就園機会の拡充を図るため、私立幼稚園児の保護者に対する適切な助成に努めます。

2 施設の整備・充実

- ・ 「幼稚園教育要領」の趣旨に基づいて、幼児の主体的な遊びが引き出せる環境の整備に努めます。

（３）青少年の健全育成

（現況と課題）

急激な社会環境の変化とともに価値観の多様化が進む中で、反社会的・非社会的問題行動が低年齢化するとともに青少年の規範意識の低下が進み、インターネットや携帯電話等を利用した新たな犯罪や、青少年や幼児が対象となる連れ去り事件及び幼児虐待、青少年が被害者となる犯罪や青少年による特異な犯罪が発生するなど、青少年の健全育成は非常に困難な環境になりつつあります。

本市では、青少年の生涯学習拠点として4 青少年センター、青少年野外活動センター、川端康成文学館において様々な学習機会を提供し、こども会活動の推進、青少年の活動を支える地域指導者やキャンプカウンセラーの育成に努めてきました。そして「いま伸びよう 茨木の未来をひらく青少年」のもとに、各小・中学校区青少年健全育成運動協議会の活動を展開してきましたが、今後は、青少年の生涯学習という観点から、豊かな人権感覚にあふれ、たくましく生きる力や生涯学習する力を身につけた青少年の育成に努めるとともに、こども会等の青少年組織の活動の活性化や、青少年自身がボランティア活動をはじめ自主的・自発的に地域活動等に参画することができるような取り組みが必要です。

また、青少年の生命を守り、青少年が問題行動を起こさないよう、青少年が自ら生命を守る

ことの大切さや家庭の役割の重要性を啓発し、地域をあげた社会環境の浄化活動を展開すること、さらに、留守家庭児童会の運営の充実に努めるとともに、青少年の活動を支える地域指導者やキャンプカウンセラーの育成を図ることが求められています。

(目指すべき姿)

- ・ 青少年が未来に夢や希望を持っています。
- ・ 青少年が様々な活動へ参加しています。
- ・ 青少年育成運動が進んでいます。

(将来計画)

1 青少年が学びを楽しむ環境の整備

- ・ 生涯学習の時代にあって、青少年が楽しんで学ぶことができるよう青少年の生涯学習を充実・整備します。

(1) 学習機会の充実

- ・ 青少年が地域の自主的な企画・運営活動やボランティア活動など、様々な社会体験や自然体験、人々との交流を通して、美しいものを美しいと感じる心や、生命を尊ぶ心、思いやりの心、ルールを守る心など、豊かな人間性を身に付けることができる様々な学習機会を提供し、その充実を図ります。

(2) 学習施設の整備・充実

- ・ 青少年の生涯学習拠点施設である4青少年センター、青少年野外活動センター、川端康成文学館が、幅広く青少年に利用されるよう、拠点としての機能の充実を図ります。

2 青少年の健やかな育成

- ・ 市民一人ひとりが、青少年は大人と対等の存在であるという児童の権利条約の趣旨を踏まえた青少年育成運動を推進します。

(1) 青少年育成運動の活性化

- ・ 小・中学校区青少年健全育成運動協議会や地域教育協議会、青少年指導員などの青少年育成組織や団体への支援を行い、青少年を対象とした地域行事の充実を図ります。

(2) 社会環境の浄化

- ・ 地域における街頭パトロール、立ち入り調査等の社会環境浄化運動の活性化、あらゆる機会を活用した啓発等により、社会全体で社会環境の浄化を推進し青少年の規範意識を向上させます。

(3) 子育ての支援

- ・ 相談機能の充実や地域における子育て支援の強化により、子どもを生み、育てやすい環境の整備を進めます。

3 交流と自律のまちづくり

(1) 交流活動

(現況と課題)

近年、我が国の国際化は著しく進展しており、本市が国際社会の中で発展していくためには、多様なニーズに対応する国際交流を推進していくことが重要です。

特に、次代を担う青少年については、文化・スポーツなどの国際交流活動を通じて、国際的感覚を持つ人材の育成が望まれています。また、自治体間の交流や地域レベルでの交流を通じて、国際感覚を養うことが求められており、海外だけに限らず、国内の都市や地域との交流を推進することも必要です。

本市では、昭和 55 年にアメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリス市と姉妹都市提携を、昭和 60 年には中華人民共和国安徽省安慶市と友好都市締結を、昭和 63 年には香川県小豆郡内海町と姉妹都市提携を結んでおり、これらの姉妹都市・友好都市との交流を行政と市民が一体となって推進するため、昭和 55 年に設立された茨木市国際親善都市協会を中心として交流活動を展開しています。

この中で、市は協会の事務局として都市相互間における市民文化の向上などを目指し、側面から支援していますが、今後は、真の市民交流を実現するため、協会は市から独立し、市と市民（団体）活動をつなぐパイプ役として連携を図っていくことが必要です。

また、内なる国際化が今日的な課題であり、在住外国人や留学生が本市に親しみをもち、暮らしやすいような環境づくりも求められています。

（目指すべき姿）

- ・ 市民参加の国際交流が一層進んでいます。
- ・ 市民意識の国際化が進んでいます。
- ・ 在日外国人や留学生の居住環境への満足度が上昇しています。

（将来計画）

1 交流活動の推進

（1）姉妹都市・友好都市等との交流

- ・ 姉妹都市・ミネアポリス市、友好都市・安慶市と市民レベルでの文化・スポーツなどの交流と友好親善の推進に努めます。

（2）市内在住外国人等との交流

- ・ J I C A（国際協力事業団）の研修員や市内在住外国人、留学生などと市民との交流に努めます。

（3）青少年の交流

- ・ ホームステイ等を通じて次代を担う青少年の国際感覚を養い積極的な交流を進めます。

（4）交流活動の推進体制の整備

- ・ 茨木市国際親善都市協会が国際交流の人的・物的基盤を確立し、地域・市民レベルでの国際交流活動が市から独立して進むことができるよう努めます。

2 国際化に対応した地域づくり

（1）外国人が暮らしやすい地域づくり

- ・ 外国人向けサービスを充実させ、在住外国人が快適に生活できる環境づくりに努めます。

（2）住民ボランティアの育成

- ・ ホームステイ受け入れ家庭、通訳等の市民ボランティアの育成に努めます。

3 交流活動拠点の整備

- ・ 国際交流サロン、J I C Aなど既存の施設の活用に努めます。

(2) 地域活動の促進

(現況と課題)

安全でふれあい豊かな住み良い地域社会を築いていくためには、人と人が信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要です。さらに、地方分権が進む中で、阪神・淡路大震災の教訓や少子高齢化の進展、青少年の健全育成の問題等から、地域社会への期待は大きく、その重要性がますます高まっています。

本市では、「まちづくりは地域の生活の場から住民自身の手で」を目標に、必要な情報の提供や単位自治会に対する助成・支援を行い、コミュニティ活動の活発化を促進しています。現在、全市域を網羅する 28 地区の自治会連合会が組織され、コミュニティセンターや公民館などにおいて、自治会活動や生涯学習、地域福祉活動が積極的に展開されていますが、今後は、市民自治の確立に向けて、市民の自主的な活動を積極的に支援し、豊かなコミュニティの形成を促進するとともに、市民が自己の責任と判断で活動を推進し、市政への市民参画を進め、市・市民・事業者の協働によるまちづくりが重要です。

(目指すべき姿)

- ・ 市民自治が育む市民主体・市民参加によるまちづくり及びコミュニティ活動が増加しています。

(将来計画)

1 コミュニティ活動の促進

- ・ 自治会活動の活性化及び自治会連合会の円滑な運営を支援し、自治会加入率を向上させます。
- ・ 「自治会のてびき」「自治会ハンドブック」の配布や相談体制の拡充を図ります。
- ・ 自治会連合会を通じて、小学校区コミュニティ間の連携や、市域全体の様々な市民活動ネットワーク化を進めます。
- ・ エコマネー⁹を媒体とする地域の助け合いや世代を越えた交流など、新たなコミュニティ活動について研究します。

2 コミュニティ意識の醸成

- ・ 市広報誌などを活用して、きめ細やかな啓発活動を進め、市民のコミュニティ意識を高めます。
- ・ 自治会連合会やまちづくり協議会が発行する機関紙の充実について支援します。
- ・ まちづくりを市民とともに進めるために市民への情報提供・共有に積極的に取り組んでいきます。

3 コミュニティ施設の整備

- ・ だれもがより身近に利用できるようコミュニティ施設の計画的な整備を進めます。
- ・ 高齢者や障害者にも使いやすい施設となるようバリアフリー化を進めます。
- ・ 既存の公共施設の有効利用を図り、コミュニティ支援機能を高めます。

⁹ 環境、福祉、コミュニティ、教育、文化など、今の貨幣で表しにくい価値を、コミュニティのメンバー相互の交換により多様な形で伝える手段。人と人との交流を促進し、結びつきを強めることをねらいとする。

第6章 構想の実現に向けて

1 市民参加の仕組みづくり

(1) 情報の公開と共有

(現況と課題)

市民参加の仕組みづくりを進めるにあたって、「市のやることに市民が参加する、あるいは協力する」体制から「市民のやることに市が参加する、あるいは協力する」体制へと転換する必要があります。そのためには、まず、市民が行政活動について「知る」「理解する」ことから始まります。

本市では、公文書のより一層の公開を図るため、平成15年度に茨木市情報公開条例の改正を行い、一定の市の出資法人等も情報公開制度を実施することになりましたが、「行政情報の共有」と「市民活動情報の共有」を更に進めることが必要です。

また、幅広い行政情報の提供が求められる中で、総合行政情報誌としての役割を担う広報誌に市民参加型の誌面作りに取り組むことや、ホームページでの情報提供をだれもが活用できるよう新たな媒体の整備を図ることが求められています。さらに、広聴業務については、市民からの提言や要望を幅広く聴くための方策として、電子メール等の活用などを更に工夫する必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 行政活動についての市民の認知度が高まっています。
- ・ 情報公開が進み、行政情報及びNPO等の活動情報を集積し発信する拠点が創設されています。
- ・ 子どもから高齢者までが家庭のテレビで地域情報や各種行政サービスを受けられるようになっています。
- ・ 手軽に電子媒体を利用して市民の要望や相談が進められています。

(将来計画)

1 市民と行政の情報共有

(1) 行政の透明性の向上

- ・ 条例の全部改正を弾みとして、更に情報公開の推進に努め、行政情報と市民活動情報の共有を目指します。

(2) 市民活動事業情報の集積

- ・ 個人情報の保護等に留意しつつ、市民活動に関係する情報等の集積を進めます。

2 広報広聴体制の充実

(1) 新しい媒体の研究

- ・ パブリックコメント制を活かす広報誌づくりや行政情報提供の発信ができるよう、地上デジタル放送等の媒体を活用した広報活動を研究します。

(2) 電子媒体の活用

- ・ 多種多様な相談業務と合わせ、電子メール等の電子媒体の積極的な活用を図り、幅広い市民の声を活かせる広聴活動を研究します。

（２）市民活動（ボランティア・NPO活動）の推進

（現況と課題）

阪神・淡路大震災を契機に、地域コミュニティの重要性やボランティアの存在がクローズアップされ、公益活動や相互扶助への自主的・自発的な取り組みの機運が高まっています。

また、これまでのように行政主導型で施策を立案し、推進していくという形態から、これからは市民と行政の関係を見直すとともに、市政への様々な形態による市民の主体的な参加・参画が求められるようになってきています。

これに伴い、ボランティア・NPO団体などの非営利活動団体に法人格を付与し、その活動を促進する特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定やボランティア休暇制度の導入など、社会的環境が整備されつつあります。

本市においても、福祉分野では、茨木市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティア活動が展開されていますが、生涯学習をはじめその他の分野では、ボランティア希望者のニーズに十分応えきれていない現状にあります。

市民公益活動推進懇話会では、ボランティア・NPO活動を活発化する条件として、行政の支援体制の充実が指摘されており、今後更に、幅広い分野へのボランティア活動を促進するために、学校教育や生涯学習など、あらゆる機会を捉えて、ボランティア・NPO精神の高揚を図るとともに、いつでもだれでもボランティア・NPO活動に取り組めるよう、活動に関する情報提供・共有や相談窓口の整備拡充が必要となっています。

また、市民の主体的・自主的なボランティア・NPO活動を支援するための活動しやすい環境の整備も重要な課題です。

（目指すべき姿）

- ・ 協働とパートナーシップに基づくまちづくりが進んでいます。
- ・ まちづくりに参加している市民が増えています。

（将来計画）

１ 協働とパートナーシップによるまちづくりの推進

- ・ ボランティアやNPOを豊かなまちづくりのパートナーとして位置付け、その自主性・自発性を尊重しながら、（仮称）市民公益活動推進基本方針を策定し、ボランティア・NPO活動を総合的・計画的に支援します。
- ・ 市、市民、事業者、NPO等が協働で事業を進めるための組織や共同運営のあり方などについて検討を進めます。

２ 市政への市民参加・参画の促進

- ・ 行政情報などまちづくりを考える上で必要な情報提供、情報の共有化を図り、新たな市民参加・参画の仕組みづくりを進めます。
- ・ 身近な施設でのボランティア活動の広報・相談活動の充実を図ります。

３ 市民やNPO等の自主的な公益活動の支援・促進

- ・ ボランティア活動をしたい人や求める人のために、情報の収集・提供を進め、相談体制の整備に努めるとともに、活動を担うリーダー等の人材育成を図るなどボランティア活動への支援を充実します。
- ・ ボランティアやNPOをはじめとする市民公益活動組織に対する活動の場の提供や情報提供等を通じて、初動期の支援を進めます。

2 自律的で効率的な行財政のシステムづくり

(1) 人材の育成

(現況と課題)

本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体も自己決定・自己責任の原則のもと、効率的な行財政運営が求められています。また行政の透明性を向上し、市民とのパートナーシップによりまちづくりを進めていく必要があります。限られた財源や人員を最大限に活かし、これらを実現するために個々の職員の能力開発、意識改革と、総合的な組織力の向上が不可欠です。

(目指すべき姿)

- ・ 全体の奉仕者としての自覚、使命感、責任感が常にすべての職員に備わっています。
- ・ 職員が市民との協働を実現するため、市民の感覚、市民の立場で考え行動します。
- ・ 電子自治体の総合窓口、電子文書化などに対応できる十分なITの利活用能力を職員が持っています。
- ・ 職員が自治体運営に必要なコスト意識、経営感覚や法務能力、政策形成能力を持っています。
- ・ 職員が意欲とチャレンジ精神を持ち、常に先を予測して自己変革、組織変革に取り組んでいます。

(将来計画)

1 人材の育成と組織の活性化

(1) 地方分権時代を担う職員の能力開発と意識改革

- ・ 多様な研修の実施と研修内容の充実により政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上に努めるとともに、市民との協働、自治体経営を目指した職員の意識改革に努めます。

(2) 能力を引き出すための組織の活性化

- ・ 限られた人員で最大限の効果を発揮するため、組織の活性化を目指して能力・実績等を反映した職員育成型の新たな人事制度の研究を行ってまいります。

(2) 財政基盤の確立

(現況と課題)

我が国の経済は、バブル経済崩壊後、数次の経済対策にもかかわらず、依然として先行き不透明な状況が続いており、国、地方とも厳しい財政運営を強いられています。

本市の財政においても、歳入の根幹となる市税収入が、平成9年度をピークに6年連続して前年度収入を下回るという極めて厳しい状況が続いており、歳出にあっては扶助費や公債費などの義務的経費の増大に加え、公共施設の維持管理経費は増加しており、財政構造の健全性を判断する経常収支比率や公債費比率などの各指標は上昇傾向にあり、財政の硬直化の兆しが現れてきています。

このような厳しい財政状況にあっても、魅力あるまちづくりに向け、少子高齢化社会に対応する総合的な福祉施策、学校教育や生涯学習環境の充実を目指した教育施策、循環型社会の構築等の環境施策、高度情報化社会に対応したIT施策、都市基盤整備、大規模開発関連事業などの重要政策課題を推進することが強く求められています。

したがって、行財政運営は「財政の健全化」を基本姿勢として、長期的な自治体経営という

視点から、より一層効率的かつ弾力的な財政運営に努めていかなければなりません。また、地方分権や特例市として新たな時代に対応するため、自立性を高め、安定した財政基盤の確立が重要です。

公営企業である水道財政については、効率的な運営を行い、経営の健全化に努めているところです。しかしながら、使用水量が減少傾向の中で、水道施設の大量更新時期を迎え多額の資金を必要とすることから、一層の効率的な運営に努める必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 経常収支比率が 80%以下となっています。
- ・ 公債費比率が 10%以下となっています。
- ・ 起債現在高（普通会計）が 450 億円以下となっています。

(将来計画)

1 財政基盤の確立

- ・ 経済変動や社会情勢の変化に十分対応し、安定的で持続性のある行政運営を推進するため、財政構造の弾力性の確保に努めます。
- ・ 課税客体の適正な把握と徴収率の向上を図り、市税収入の確保に努めます。
- ・ 受益と負担の公平性の観点から、既存の事業も含めて使用料・手数料等の定期的な見直しを行います。
- ・ 自主的・自律的な自治体運営を行うため、地方財政制度改革については、権限の移譲に見合った税財源の移譲を、関係機関を通じ、国・府に対して強く要望します。
- ・ 自治体経営の視点に立ち、課税自主権の拡大に伴う税制度のあり方について調査・研究を行うとともに、行政・普通財産の適切な運用・処理の推進を図ります。

2 計画的・効率的な財政運営

- ・ 社会経済情勢の動向に努め、中長期的な見通しに立ち、市民ニーズの把握と事業の優先順位等を勘案した事業の選択を行います。また、財源においては市債と基金の計画的な活用を図ります。
- ・ 中・長期的な財政計画を策定し計画期間内の財政収支を明確にします。
- ・ 行政評価等の新たな行政運営手法を活用し、コスト意識に徹した事務の簡素・効率化を図るなど、予算編成システムの改革を推進します。
- ・ 財政の状況や今後の見通しなど、財政情報の公開に努め、アカウンタビリティを果たします。

3 公営企業の健全経営

- ・ 経営の健全性に配慮しながら、計画的な施設整備・更新と適切な維持管理に努めます。
- ・ 業務の委託化を推進し、効率的な経営を図ります。
- ・ 料金の適正化に努めます。

(3) 自治体運営の推進

(現況と課題)

行政に求められるサービスはますます高度化・多様化しており、市・市民・事業者がそれぞれ役割や責任を分担し、取り組んでいくことが重要となっています。また、こうしたパートナーシップによるまちづくりを進める上では、お互いを理解することが何よりも重要です。

そのため、できるだけ市民の身近なところで行政サービスを行いながら、行政の考え方や取

り組みについて、市民等に早く正確に伝えるとともに、市民意識や市民ニーズの的確な把握に努める必要があります。

また、長引く景気低迷とそれに伴う国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、少子高齢化の進展が加わり、住民ニーズへのきめ細かな対応が求められています。

本市の行政改革は、これまで、より簡素で効率的な行政を目指すとともに、時代の変化への対応と市民サービスの向上を目指して、積極的に推進してきました。

その結果として、新たな行政課題に対応できる行政機構の構築を目指して、全庁的な機構改革を平成 13 年に実施し、3 部 8 課 10 係を減らし、スリム化を図りました。

また、高度化・多様化する市民ニーズに対応するために、費用対効果の小さい事業など、その必要性・事業効率を十分に検討し、経費の節減と行政の質的向上につなげてきましたが、今後、より一層の市民の期待に応えるためにも、新たな行財政システムの確立に向けて、事務事業や組織の見直し等を行い、新たな発想でもって、より積極的な行政改革の推進が求められています。職員の意識改革・組織改革につながる本市らしい行政運営を目指し、行政の効率化や透明性の向上に有効とされる「行政評価システム」を実施するなど、さらなる行政改革の推進に取り組んでいく必要があります。

(目指すべき姿)

- ・ 簡素で効果的な行政機構が構築されています。
- ・ 市・市民・事業者の適正な役割分担のもと、事務事業の簡素・効率化が図られています。

(将来計画)

1 効果的な組織機構の整備

- ・ 社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や住民の多様なニーズに柔軟に対応できる効果的な組織機構の整備を図り、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、時代に即応した執行体制の確立を図ります。

2 事務事業の簡素化・効率化

- ・ 事務事業を十分精査し、廃止、縮小、統合等を視野に入れた事務事業の徹底した見直しを図るとともに、市・市民・事業者の役割分担の適正化を図り、民間委託等の推進など、一層の事務事業の簡素化・効率化を推進します。

(4) 地方分権の推進

(現況と課題)

国と地方自治体の役割分担を明確にし、地域の行政は住民に身近な自治体において自己決定・自己責任のもとに展開すべきとする地方分権が大きな時代の潮流となる中で、本市はこれまで、「大阪版地方分権推進制度」に基づき事務権限の移譲を推進してきたほか、「特例市」への移行に伴い移譲された広範囲にわたる権限を生かし、市民サービスの一層の向上に努めてきました。

今後も、地域の特性を活かした個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、更なる事務権限の移譲やこれに見合う税財源の確保など、分権型社会の形成に向けた取り組みが求められます。

(目指すべき姿)

- ・ 権限移譲の拡大が図られています。

(将来計画)

1 自律的な行政システムづくり

- ・一層の市民サービスの向上と市民による自律的なまちづくりの推進につながる権限や財源の移譲を国・府に対して要請します。
- ・住民に最も身近な基礎的自治体として、職員の政策形成能力など行政能力の向上を図ります。

(5) 電子自治体の実現

(現況と課題)

インターネットの急速な普及は、企業活動・市民生活に大きな変革をもたらし、電子商取引の実用化など、ビジネスにおける戦略的基盤、さらには「高度情報通信社会」全体の公共基盤へと急速な展開を見せています。

このような状況の中、国は、世界最先端のIT（情報通信技術）国家の構築を目指し、電子政府・電子自治体の実現を我が国の重点的政策課題に掲げています。本市においても、平成13年6月に「茨木市高度情報化推進基本方針」を定め、1人1台のパソコン配備やインターネット等の外部ネットワークに接続できる庁内ネットワークの再構築など、情報通信基盤の整備を行いました。さらに、平成14年10月には「茨木市高度情報化推進計画」を策定し、「電子自治体」構築に向け、関連施策を推進していますが、今後においては、申請・届出といった手続の電子化にとどまらず、保健・医療や福祉、教育分野でのITを活用した遠隔サービスなど、より高度な行政サービスの質的向上を図っていくことが求められます。

また、情報通信技術は、現在のインターネット技術を基盤とした超高速インターネットアクセス網や地上波放送のデジタル化に加え、無線LAN技術などの発展により、ユビキタス¹⁰ネットワーク環境の進展や住民基本台帳カードなどのICカードの普及が予測される一方で、個人情報保護やネットワークセキュリティの確保といった新たな問題も顕著化しており、安全性の確保と利用者の信頼を高めることが「電子自治体」の実現には必要不可欠となっています。

(目指すべき姿)

- ・ ナレッジマネジメント¹¹が実現されています。
- ・ ノンストップ¹²・ワンストップ¹³・エニーストップ¹⁴・マルチアクセスサービス¹⁵が実現されています。
- ・ 行政事務の効率化・省力化が進んでいます。
- ・ 行政事務経費が削減されています。
- ・ 住民満足度が向上しています。
- ・ 電子文書化により文書事務の簡素化、効率化が図られています。
- ・ 電子文書化により省スペース化、ペーパーレス化が図られています。
- ・ 電子決裁により意思決定の迅速化、効率化が図られています。

¹⁰ 必要とする情報を、時間・場所などの制約に縛られず、迅速に活用できること。

¹¹ ITを利用して庁内に蓄積された知識データベースを行政内部で活用・管理すること。

¹² 24時間・365日サービス

¹³ 申請者が一度の手続に関連する作業をすべて完了することができるサービス。

¹⁴ どのようなサービスでも、この一つの窓口でできるサービス。

¹⁵ 情報提供する手段として行政機関の窓口だけでなく、パソコン、公共端末、電話やファクシミリ、モバイル機器等、市民一人ひとりの、その時その場のニーズにあった、複数のアクセス手段に対応するサービス。

- ・ 文書目録の整備により情報の共有化が図られています。

(将来計画)

1 IT（情報通信技術）の利活用

(1) 共通サービス基盤の整備

- ・ 現在、整備が進められている、電子文書を公的に証明する「電子公証サービス」や電子的データ交換により支払を行う「電子決済システム」と連携した汎用受付システムを整備し、インターネットによる受付・回答、料金徴収を時間的・地理的な制約なく可能にします。

(2) 行政窓口機能の整備

- ・ ホームページを電子自治体における行政サービスの総合窓口（ポータルサイト）として、ワンストップサービス、エニーストップサービス、マルチアクセスサービスの実現に向け、フロントオフィス¹⁶の体系や機能について段階的に整備を進めます。

(3) ネットワークサービスの高機能化

- ・ 光ファイバー網の整備による通信回線の高速・大容量化にあわせて、音声・映像など利用可能な情報内容（コンテンツ）の多様化により、保健・医療や福祉、教育分野等で、双方向機能を活用し、オンデマンド方式¹⁷による情報提供や遠隔・在宅サービスの提供を図ります。

2 システムの統合化・連携化

(1) 統合型システムによる情報共有

- ・ 統合型の文書管理システムや地理情報システムなどにより、内部事務に蓄積した情報の有効活用や意思決定を迅速化するため、ナレッジマネジメントの実現を図ります。さらに、住民ニーズに対応した業務の効率化、情報の共用化による能率化、新たな利用業務への展開、行政評価における活用を図ります。

(2) 行政内部事務機能の整備

- ・ 行政窓口機能の整備にあわせて、職員認証基盤、電子決裁、業務連携、職員ポータルの内部事務共通基盤により各電子申請に対応した審査システムの構築を図り、バックオフィス機能¹⁸と連携を図ります。

3 電子自治体推進体制の確立

(1) 情報リテラシー（基本的な知識や能力）の向上

- ・ ITを活用した電子自治体構築と運営のために必要な職員研修を充実し、職員の情報リテラシーの向上を図ります。

(2) デジタルデバイド（情報格差）への対応

- ・ 高齢者や障害者などあらゆる人の立場に立って、公平な情報とサービスの提供（ユニバーサルサービス）に努め、各公共施設に配置している情報端末機でのネットワークサービスの提供を図ります。

(3) 共同アウトソーシング（外部委託）の推進

- ・ 電子申請や電子調達サービスを市単独で整備・運営するのは、経費面やノンストップサービスなど運用面で困難があり、共同アウトソーシングが有効なものについては、その積極的な推進を図ります。

¹⁶ 電子申請等の受付、市民と行政とのコミュニケーションなどをオンラインで行う汎用受付窓口。

¹⁷ 利用者の要求があった時にサービスを提供する方式。

¹⁸ 文書管理や財務会計など行政の内部事務を支援するシステム。

- ・共同アウトソーシングを円滑に推進するために、システムの標準化に必要な業務改善として、手続・様式の標準化や必要に応じた制度改正を図ります。

(4) 情報セキュリティ対策と管理体制の向上

- ・セキュリティ安全対策基準（情報セキュリティポリシー）を必要に応じて見直し、万全な対策と管理体制の維持に努めます。

3 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

(現況と課題)

広域交通基盤の整備や情報化の進展に伴い、人々の行動範囲は既存の行政区域を越えて広がりとともに、住民ニーズも自治体の枠を越えて広域化しています。

このため、関係する自治体が相互に連携を図りながら、個々の自治体では対応が困難なより高度な行政サービスを効果的・効率的に提供していく広域行政への取り組みが一層求められています。また、単独の自治体で処理するよりは、複数の自治体が共同で処理した方がコスト的にもサービスの質の面からも優れている場合があります。

本市においても、これまで地理的、社会的な結びつきの強い北摂地域の7市3町とともに広域的な行政の推進を、また、周辺市町と共同して、下水道や水防等の処理を行ってきたところです。さらに、広域にわたる諸問題の解決に向けて、多種多様な協議会等を設置し連絡調整等に努めてきたところであり、こうした動きは、芸術文化、スポーツ等の様々な分野においても人々の活発な交流に結びついています。

今後は、それぞれの自治体や地域が持つ特性を活かした連携を深めることによって暮らしの質が高まることが期待されるところであり、産業の振興や基盤整備の連携、施設の共同利用による効率化、生活圏の拡大に対応した広域行政サービスの提供等を広域市町村圏が連携して一層効果的に進めていく必要があります。

(目指すべき姿)

- ・市町村間の連携と機能分担による広域事業の拡大が図られています。

(将来計画)

1 広域事業の拡大

- ・公共施設の共同利用、広域行政窓口サービス、広域イベントなど広域事業の充実を図ります。

2 北摂圏域づくり

- ・北摂圏域共通の課題に対応するため、単独の自治体のみの取り組みでは十分な成果が図られないものについて、必要な調整を図るとともに、大阪府へ支援を働きかけます。

3 広域行政の推進

- ・一部事務組合や広域市町村協議会が実施する共同処理の充実に努めます。

II 地域別構想

1 北部地域

(現況と課題)

自然環境に恵まれ、山林の緑と一体となった美しい田園景観を残す北部地域は、農産物生産、レクリエーション面から重要な地域であり、地域住民はもとより都市住民にとっても公益的な資産として、豊かな恩恵をもたらせてくれるかけがえのない空間となっています。

また、現在進められている「彩都」及び「安威川ダム」の建設や、計画中の「第二名神自動車道」の建設に伴って、地域農産物の需要増大及び流通経路の拡大が予想されるのをはじめ、ダム湖を活かした広域的な観光レクリエーション拠点の形成が期待される地域です。

このような将来の土地利用から見て、現在、農業・林業振興地域や近郊緑地保全区域、保安林等の指定がなされていますが、地域の北部に位置する大阪府立北摂自然公園は、今後、保全と活用の面からの森林の保護、管理が必要となっています。

特に、本地域の大部分を占める「緑農ゾーン」においては、貴重な自然環境を積極的に保全・活用するとともに、都市と農村の交流を基本とし、地域農業の活性化が図れるよう、特に、隣接して進められている「彩都」「安威川ダム」の建設と関連・調和させるとともに、丘陵・中心・南部地域とも整合した整備を進める必要があります。

(将来計画)

1 第二名神自動車道及び関連都市計画道路の整備

- ・地域の生活環境への影響には十分留意しつつ、計画中の第二名神自動車道及び（仮称）茨木北インターチェンジと各地域を結ぶ都市計画道路の整備を推進します。また、高速自動車道路網とつながることを活かした地域づくりについて検討を進めます。

2 ダム建設による影響緩和と地域振興を図るための関連地域整備の推進

- ・ダム湖周辺において、水と緑の地域資源を活かすとともに、地域の魅力づくりや活性化につながる広域レクリエーション拠点として、ダム建設計画や関連地域整備計画等との整合を図りながら、自然環境との調和のとれた広域公園の整備を促進し、質の高いレクリエーション空間の形成に努めます。ダム周辺の彩都に隣接する区域においては、ダム湖畔の立地特性を活かし、人々が集い、都市と自然が交流するレクリエーション拠点として、質の高い賑わい空間の創出を図ります。

3 下水道整備の推進

- ・生活排水処理施設の効率的な整備を促進するため、下水道整備区域と合併処理浄化槽整備区域との地域特性・経済性等を勘案したすみ分けを行い、事業の効率化を図り、平成 26 年度の概成を目指して整備を推進します。

4 誘客宣伝事業の整備

- ・案内標識や説明板を整備し、観光パンフレット作成やインターネットを活用した情報発信に努めます。また、市民主導の観光事業を推進する中心的役割を果たせるよう、観光協会などの民間活力の育成に努めます。

5 緑農ゾーンの整備

(1) 生活環境の整備

- ・道路の拡幅整備、生活排水処理施設については、流域関連公共下水道・特定環境保全公共下水道・合併処理浄化槽等で地域の特性を考慮し整備を進めます。

(2) 農業基盤の整備

- ・農村が持つ多面的な機能を維持・増進させるため、自然環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を進めます。
- ・面整備可能地におけるほ場整備を進めるほか、急傾斜地における棚田整備を進め、耕作放棄地の解消に努めます。

(3) 都市農村交流拠点の整備

- ・里地・里山を活用した都市と農村の交流活動を推進し、「食」と「農」に触れる交流拠点施設の充実や滞在型も含めた農林業体験施設の整備を進めます。

(4) 森林の整備

- ・水源涵養をはじめ、森林レクリエーション等の市民ニーズに応える公益的機能の発揮に配慮した森林整備を府立自然公園区域の整備と連携しながら進めます。
- ・森林と人との共生を図るため、森林ボランティア団体を中心とした市民参加型の森づくりを推進します。

6 大阪府立北摂自然公園の整備と活用の推進

- ・北摂山系に連なる大阪府立北摂自然公園の豊かな自然と多様な生態系及び緑の景観を保全するとともに、自然体験や環境教育、レクリエーション場として整備し、地域にある歴史・文化施設や観光レクリエーションの拠点のネットワークとなる自然歩道の整備充実を進めます。

2 丘陵地域

(現況と課題)

丘陵地域は、丘陵部と平野部に区分され、丘陵部は、日本有数の古墳地帯の一角にあり、歴史に残る名所や旧跡が点在し、戦後の高度成長期に大学や高等学校、企業の研究開発や研修施設が多く立地したことから、優れた自然環境とともに文化的環境にも恵まれた地域です。

また、地域内の彩都では、人と自然の調和を図ることを市街地形成の基本として、ライフサイエンス分野の研究開発拠点をはじめ、国際的な学術研究・文化交流拠点づくりと国際化、高齢化、高度情報化など新しい時代のニーズに対応した都市・住環境づくりが進められています。

このように、丘陵地域は、豊かな自然と古代からの歴史文化や農業、そして新しいまちづくりが融合する地域であり、社会情勢に応じた農業のあり方や都市的需要にも考慮した秩序ある土地の利用について十分検討し、緑と歴史・文化が融合する躍動的なまちづくりを進める必要があります。

(将来計画)

1 良好な環境の保全と快適な生活・住環境の確保

- ・既成市街地と新市街地を結ぶ区域として、人と物の交流が活発化し、事業所や生活排水処理に重点を置いた環境対策が求められ、生活環境改善と公共用水域の水質改善を目指します。

2 計画的な新市街地の形成と「まち」の維持管理

(1) 市街地環境の維持・保全とまちの成長管理

- ・時代の要請に対応したまちづくりを進め、施工者や開発者とともに、都市の成長を促進しながら計画的な市街地形成を図ります。
- ・整った公共施設と魅力的な住宅地が広がる複合的な機能を有する市街地環境を維持・増進するため、地区計画や建築協定などの活用を進めます。

(2) まちづくり活動を通じたコミュニティ形成

- ・計画的に形成され、魅力的な都市景観を有する彩都の環境を守り、育てる主体となる住民のまちづくり活動を促進し、良好なコミュニティ形成を図ります。

3 農業的土地利用と都市的土地利用の調和

(1) 生活環境の向上

- ・浸水の防除、公共用水域の水質改善や生活環境の改善を進めるための公共下水道の整備を推進します。

4 農業生産基盤の整備

- ・自然環境や多面的な機能に配慮し、ため池、井堰などの防災関係事業を主体として整備を進めます。

5 都市農村交流基盤の整備

- ・山林、田畑、河川などの自然環境や歴史、文化的資源を観光資源として活用しながら、都市住民の参加を促して、地域農業と連携した観光農業を展開します。

6 公園及び緑地の整備

- ・地域内の公園、緑地及び里山等の管理や運営については、ワークショップ等地域住民の自主的な活動への誘導を進めます。自然緑地については、緑地保全地区等に指定し保全を図ります。

3 中心地域

(現況と課題)

中心地域は、J R 茨木駅周辺から阪急茨木市駅周辺に至る、商業や行政サービスなど様々な場面での市民生活を支える機能が集積した中心市街地や、低層、中高層の住宅地域、幹線道路沿道での工業・流通業務地など、多様な機能が立地している地域です。

今後も、このような多様な都市機能の維持・増進を図り、都市活力と都市魅力の向上につなげていくことが必要です。特に、中心市街地については、これまでに集積されてきたストックを活用するとともに、市民・商業者の主体的な取り組みを促進しながら、市民や利用者の視点に立ち、地域の活性化につながる取り組みを進めていく必要があります。

その他の鉄道駅周辺地域においても、既存の都市機能の集積など優れた立地条件を活かしながら周辺地域住民の生活利便を提供する地域として維持・増進を図るとともに、交通結節点として交通環境の向上に努めることが必要であり、総持寺駅周辺では周辺の市街地の改善と一体となった総合的な整備を進めていくことが重要です。

また、老朽化した木造住宅の密集地の防災安全性の向上や、住工混在地域における環境の向上、市街化区域内に残る宅地化農地の計画的な土地利用誘導や面的な整備等に努めていくとともに、地域ごとにまちづくりのルールづくりなどを進めることにより、住宅地としての魅力を維持・増進につなげていくことが必要です。

(将来計画)

1 中心市街地の活性化

(1) 想いの共有から地域の活性化へ

- ・TMO（タウン・マネージメント機関）を中心に中心市街地の活性化と環境の改善を進めていくための十分な支援を行います。

(2) 動きの改善による魅力空間の創出

- ・中心市街地においては、歩いて暮らせる地域づくりを基本に置き、不要な通過交通の流入の減少に向けた都市計画道路の整備を推進するとともに、自動車交通の流れを見直し、輻輳する交通の整序とこれにより生まれる空間を歩行者、自転車の利用に供するなどして、人にやさしいまちづくりにつながるよう、必要な条件整理を進めます。

(3) 地域魅力の維持と創造

- ・中心市街地は、歴史・文化環境に恵まれた地域であり、市街地の整備・改善にあたっては、このような地域の持つ資質を活かしながら、次代に残すべきものや整備されてきた公共施設などのストックを活用したまちづくりを進めます。

2 鉄道駅周辺の整備

(1) 総持寺駅付近の総合的整備の検討

- ・阪急総持寺駅周辺地域については、鉄道による地域分断と狭小な道路により形成された市街地が広がっており、抜本的な整備にあたっては、鉄道高架化による幹線道路の整備など、地域の骨格形成が必要です。このため、今後も引き続き、大阪府等関係機関とともに、高架化の実現に向けた取り組みを進め、周辺地域の総合的なまちづくりにつながる条件整理に努めます。

(2) モノレール駅周辺

- ・モノレール駅を地域のまちづくり資源として捉え、周辺地域でのまちづくり活動と連携し

ながら駅前にふさわしい土地利用の誘導に努めます。また、駅を拠点とした交通ネットワークの充実についても検討します。宇野辺駅については、ＪＲ茨木駅との間に立地している商業施設を利用しながら連絡強化を図るとともに、他の駅についても、レンタサイクルの活用などで駅からの移動の利便性向上などを図ります。

3 適正な土地利用誘導と整備

(1) 住環境の維持・保全と創造

- ・ゆとりとうるおいのある住宅地が形成されている地域については、地域住民の環境を守り、育てるという取り組みを支援しながら地域独自のまちづくりルールの確立を図り、住環境の維持・保全を図ります。

(2) 防災安全性の向上

- ・高度経済成長期の急速な都市化の中で、住宅の量的供給が求められた時代に形成された木造賃貸住宅の密集地や、古くからの市街地で道路幅員が狭いなど防災安全性に課題を有する地区については、これまでから細街路網計画や建て替え時における適切な指導により、今後とも、防災安全性の向上を図ります。

(3) 計画的な市街地整備

- ・一団の市街化区域内農地等については、関係権利者の理解・協力を得て土地区画整理事業等により計画的な市街地整備を進めます。また、まとまった区域での開発に対してはゆとりとうるおいが感じられる市街地となるよう、緑地などの空地確保にも留意しながら適正な開発誘導に努めるとともに、環境の維持・保全を図るため地区計画等を活用します。

(4) 工業地の整備・改善

- ・周辺環境との調和に配慮しながら、都市における必要な機能として、その維持が図られるよう努めます。

4 雨水及び耐震対策の推進

- ・総合的な雨水対策により、平成 26 年を目標に「10 年確率」にレベルアップを図るとともに、下水道施設の耐震性向上の一環として、耐震診断調査を計画し、施設の増設や更新時に耐震性向上施策を図ります。

5 商業・業務地の整備

- ・ＪＲ茨木駅周辺と阪急茨木市駅周辺を結ぶ一体は中枢管理、文化・情報、商業・業務などの機能が集積し、美しい街並みが続くシビックセンターとしての整備を図ります。
- ・ＪＲ茨木駅周辺の商業・業務機能の維持・増進に努め、途中下車をしたくなるような魅力ある商業地としての環境整備を図ります。
- ・阪急茨木市駅周辺の商業施設は、本市の中心市街地として活性化を図り、アメニティ豊かな魅力ある商業地としての環境整備を図ります。
- ・地域東部及び阪急総持寺駅周辺は、駅や道路の整備を図り、地域に根ざした商業地としての環境整備を図ります。

6 工業地の整備

- ・本市の地域経済を支える工場や運輸・流通施設が多く立地しており、今後も地域との調和ある発展を推進するため、景観に配慮した建物や外部空間の整備、施設の開放や地域交流が図れる工業地の整備を図ります。

7 公園及び緑地の整備

- ・公園や緑地の整備を進めるとともに、公共公益施設、事業地、民有地の緑化を進め緑の都市空間を創出します。

4 南部地域

(現況と課題)

南部地域は、旧来からの集落、土地区画整理事業や開発許可により形成された住宅地と幹線道路沿道に立地する流通施設や工業地域などの市街地と、市街地に隣接する農用地からなる地域です。島地区では、広域的な幹線道路、流通施設の立地などの恵まれた立地条件を活かして、複合的な市街地形成を計画的に進める土地区画整理事業が施行されていますが、周辺地域との交流が図られるよう進めていく必要があります。また、地域全体としては、商業や交通機能が重点的に整備されており、緑の空間が少なく、流通業務施設や道路等の緑化とともに、安威川、大正川の水辺空間等地域全体の緑を創出する必要があります。

計画的に整備された市街地においては、その環境の維持・保全に努めるとともに、新たな市街地については、道路、公園等の基盤施設と建築物とが一体となって地域の環境が形成されるものであることから、土地所有者等と協議し、地域にふさわしいまちづくりルールを定めるなど、良好な市街地環境の創出に努めていくことが必要です。

また、残されている農用地は、今後、地域住民とともに、土地利用のあり方などについて検討を進める必要があります。

工業・流通市街地についても、大規模な施設が立地している地域と中小規模の施設が住宅と混在している地域など、それぞれの地域の環境を踏まえながら、環境の改善と周辺地域との連携に努めていくことが求められています。

(将来計画)

1 市街地整備の推進と環境の維持・増進

(1) 計画的な市街地形成

- ・事業中の土地区画整理事業の推進に努めるとともに、計画的に整備された市街地においては、その機能と市街地環境の維持・保全を図るため、地区計画制度を活用していきます。
- ・島地区においては、広域的な幹線道路や大規模な流通施設が近接している恵まれた立地を活かし、土地所有者の協力と主体的な取り組みにより複合機能を有する市街地の形成を進めます。

2 農業環境との調和

- ・市街化調整区域については、都市化の動向や地域の意向などを総合的に勘案し、そのあり方について検討を進めます。

3 工業・流通市街地の環境整備

- ・北大阪流通センターについては、周辺地域の環境に対する影響に十分留意しながら、開かれた施設として、人・物・情報の交流や流通機能の維持・増進につながるよう関係機関と協議を進めます。

4 特色ある地域づくりの推進

- ・北大阪流通センター及びその周辺を物流と物流情報の総合センターとして、施設と環境を整備し、消費者と生産者をつなぐ情報管理・情報提供を行うことのできるよう支援に努めます。

5 緑の空間の創出

- ・安威川、大正川及び元茨木川緑地と街路の緑を結ぶネットワークを構築します。また、流通業務施設を活用して、緑の空間を創出します。